

大学番号 2

平成 30 事業年度に係る業務の実績に関する報告書

令和元年 6 月



国立大学法人
北海道教育大学

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名 国立大学法人北海道教育大学
- ② 所在地 札幌校・・・北海道札幌市
旭川校・・・北海道旭川市
釧路校・・・北海道釧路市
函館校・・・北海道函館市
岩見沢校・・・北海道岩見沢市
- ③ 役員の状況
学長名 蛇穴治夫（平成27年10月1日～令和元年9月30日）
理事数 4人
監事数 2人（うち常勤監事 1人）
- ④ 学部等の構成 教育学部
大学院教育学研究科
養護教諭特別別科
附属幼稚園
附属小学校
附属中学校
附属特別支援学校
- ⑤ 学生数及び教職員数 ※（ ）内の数字は、外国人留学生を内数で示す。

学生数	教育学部	5,039人（3人）
	大学院教育学研究科	298人（16人）
	養護教諭特別別科	21人
園児・児童・生徒数	附属幼稚園	134人
	附属小学校	1,626人
	附属中学校	1,286人
	附属特別支援学校	57人
教職員数	大学教員	377人
	附属学校教員	190人
	職員	229人

(2) 大学の基本的な目標

北海道教育大学（以下、本学という。）は第2期中期目標期間中、「人が人を育てる北海道教育大学」をスローガンに、「常に学生を中心とした大学（Students-First）」を目指して様々な改革を断行してきた。教員養成課程においては、教師を高度に専門的な職業人と捉え、理論と実践の往還を実現するカリキュラム改革により、実践的指導力を備えた教員を養成し、平成27年度からは、学校のグローバル化を推進する高い語学力と豊かな国際感覚を有する教員の養成を目指して「グローバル教員養成プログラム」を開設した。このプログラムに対しては、教育関係者から大きな期待が寄せられている。また、「新課程」については、全国の大学に先駆けてその改組に着手し、地域社会からの強いニーズに応えるとともに、「新課程」の成果を発展させる形で、平成26年度に「国際地域学科」と「芸術・スポーツ文化学科」を設置した。このことにより、本学は、教員養成の拠点大学として教員を養成することはもとより、グローバルな視点をもって地域を活性化する人材、芸術やスポーツ文化を通じて人々に豊かな生活を提案できる人材を養成する、文字通り「人材養成を通じて地域活性化の中核となる大学」としての責務を果たす体制を整えることができた。さらに、地域との連携では、北海道教育委員会と様々な協力関係を構築し、教育委員会が、現場経験の豊かな優れた教員を本学教員として派遣する制度や、実務家教員・学校臨床教授として推薦する制度を整えてきた。

第3期中期目標期間を見据えて現代社会に目を向けると、グローバル化の進展、多様性社会の到来、高度情報化、少子高齢化・人口減少、環境問題の深刻化等、社会は複雑で困難な課題に直面している。第3期中期目標期間は、まさに、これらの諸課題に真正面から取り組むイノベティブ人材の養成が求められる。

本学は、「教育大学」として、従来からすべての営みの基礎に「教育」を据えてきた。人の成長を促すことが教育である以上、本学は常に「人間と地域の成長・発展を促す大学」でなければならない。また、社会が求める、どのような課題にも積極的・能動的に取り組む学生を育てる責務がある。そのために、本学の教育研究の質的転換を大胆に実行していく。

以上のことを踏まえ、第3期中期目標期間は「人間と地域の成長・発展を促す大学」及び「学生の自主的学修、自主・自律的活動を促す体制を構築する」というテーマのもと、以下の取組を重点的に実施する。

- 1 新たな高大接続を見据えた入学試験改革、学校における“新たな学び”に対応するための、アクティブ・ラーニングやICT教育等を取り入れた大胆なカリキュラム改革、生涯を見据えた就職支援の充実等の改革に取り組む。

- 2 大学院改革を断行して教職大学院を充実させる。また、教育委員会等との連携協力関係をさらに深化させて、教員研修に積極的に関わり、研修を大学院レベルにするとともに、各種教員研修と連携させた大学院教育（研修の単位化を含む“学び続ける教師”を支える新たな長期履修制度）を構築していく。
- 3 北海道の喫緊の教育課題である「子どもたちの学力・体力」の問題には、具体的な成果を検証する形で取り組んでいく。
- 4 全国的な教育課題に目を向けるとき、従来からの「いじめ・不登校」や「特別支援教育」に加えて「小中一貫教育」や「学校の小規模化」等の課題が浮上してきている。本学は、愛知教育大学、東京学芸大学、大阪教育大学（HATOプロジェクト連携大学）をはじめ、全国の教員養成大学・学部と連携し、ネットワークを構築して、これらの教育課題に取り組んでいくとともに、さらに高度な教育研究体制を構築していく。
- 5 「グローバル教員養成プログラム」を着実に進めるとともに、小学校英語の授業を確実に実施できる教員を数値目標を立てて養成する。
- 6 海外留学を促進するとともに、英語の授業を積極的に導入していく。海外の協定大学との教員交流によって、本学教員が海外大学で授業するとともに、海外の教員を招聘して英語による授業を実現する。さらに、協定校の講師が行う英語研修プログラムを導入して、本学学生及び教職員の英語力を向上させる。
- 7 学科においては、ステークホルダーの意見を取り入れる仕組みを作り、地域と社会が必要とする人材養成と組織的な研究をさらに進めていく。
- 8 ミッションの再定義において求められた教員就職率75%の達成に向けて、全学をあげて取り組むことはもちろんのこと、北海道の教員採用における本学卒業生の占有率を、小学校で80%、中学校で65%にする。

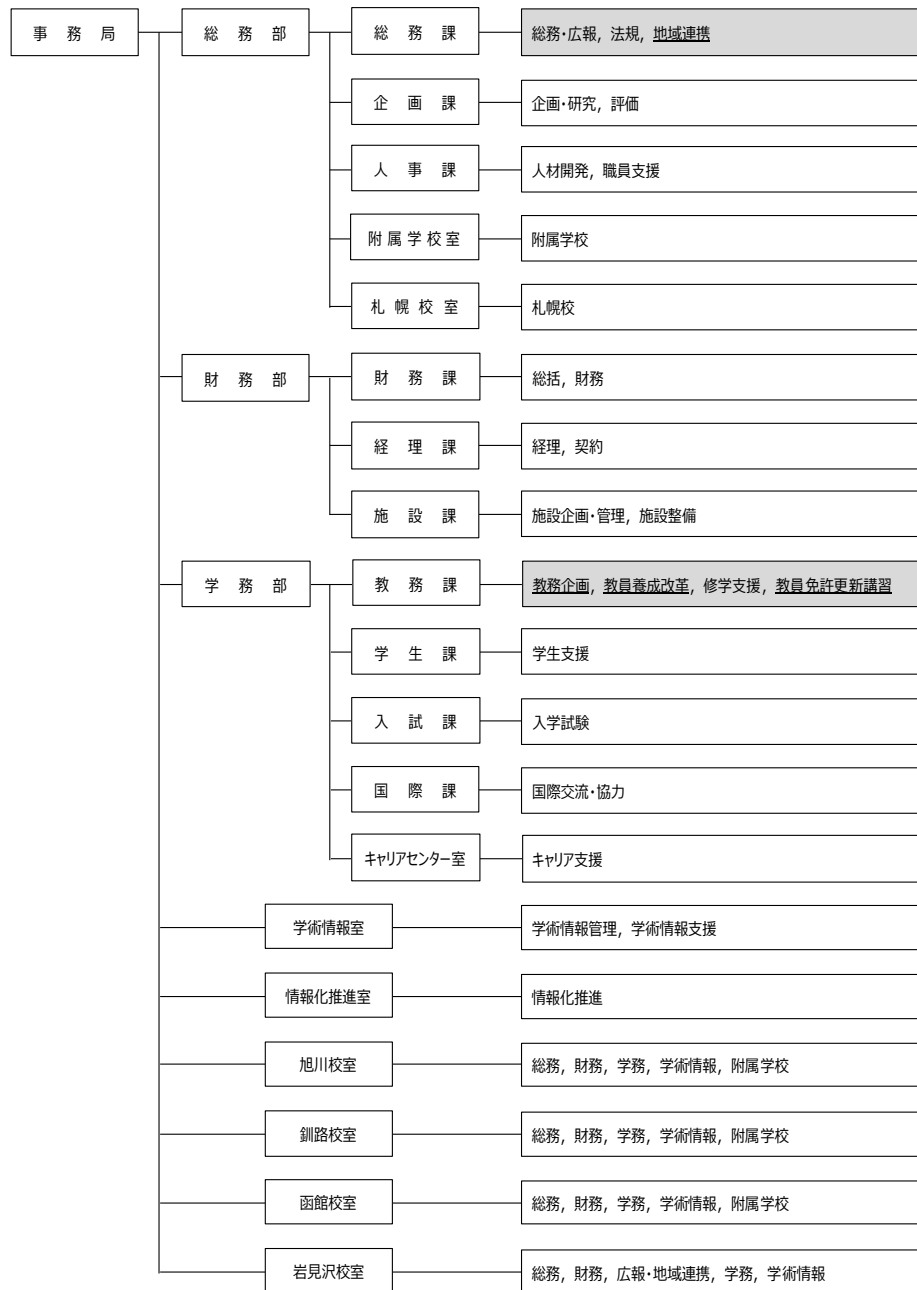
以上述べたような取組を通じて「地域に貢献するとともに、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する大学」として、他に類をみない個性的な大学として進化し続ける。

(3) 大学の機構図

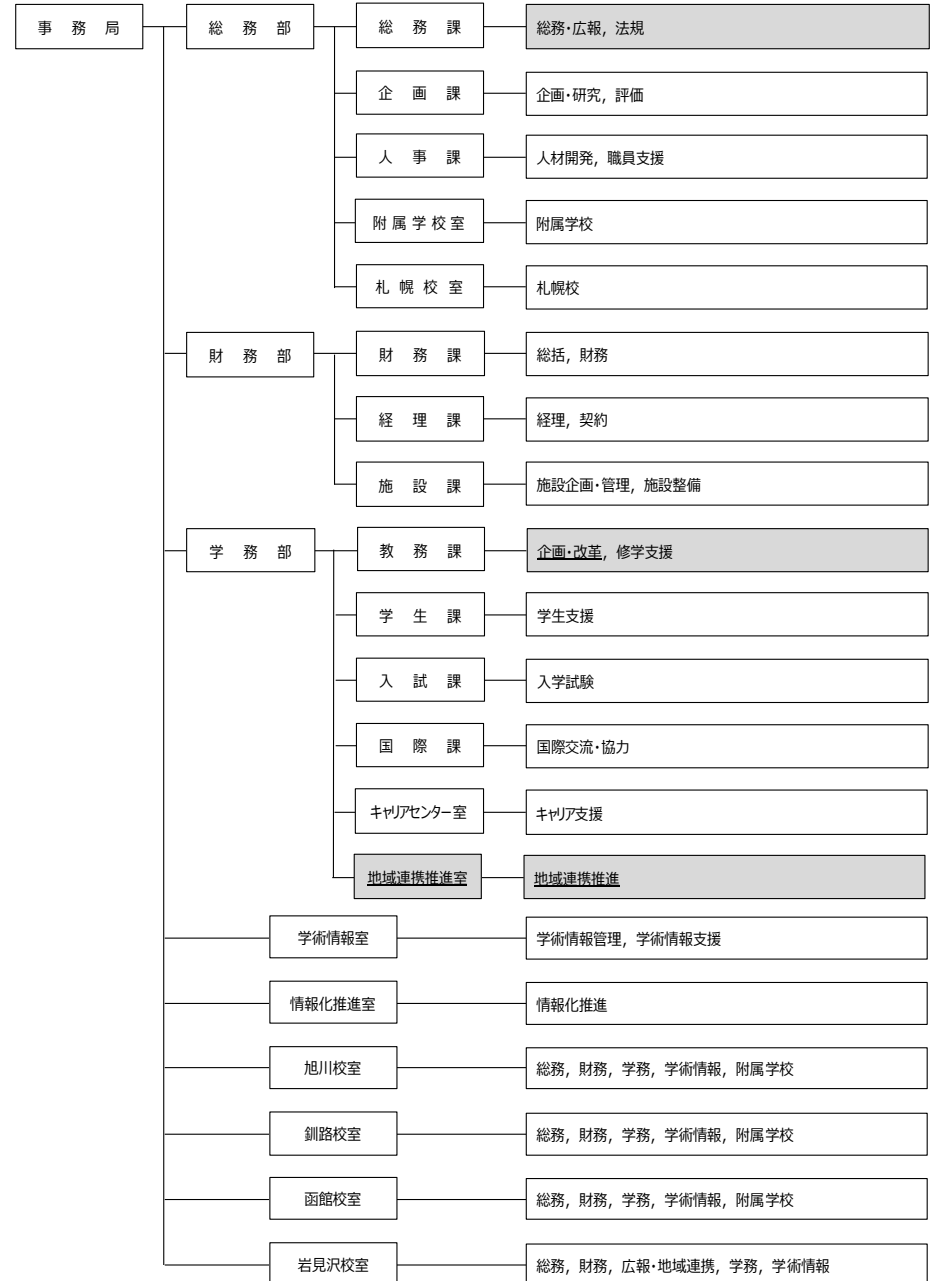
● 業務運営体制図・教育研究組織図



● 事務局組織図
(平成29年度)



(平成30年度)



○ 全体的な状況

国立大学法人北海道教育大学は第3期中期目標期間において、「人間と地域の成長・発展を促す大学」及び「学生の自主的学修，自主・自律的活動を促す体制を構築する」というテーマのもと，目標を達成するための取組を実施する。

平成30年度は，第3期中期目標を達成するため次の事業に重点を置いて取り組んだ。

1. 教育研究等の質の向上の状況

① 教育改革に関する取組【関連年度計画番号：1，2】

「学校臨床研究」（3年次対象）の発展的な授業として，教員養成課程4年次学生を対象にアクティブ・ラーニングの観点を取り入れ，自らの課題に対して学びを深める授業「教職実践研究」を開講した。

「教職実践研究」を履修した学生からは，「授業参観を通じて，新たな自分の課題を把握することができた」「授業参観や質疑応答等を通じて，学校現場の実践が具体的に分かった」等の意見があり，教員を目指す上での実践的な学びの形成に役立っている。

外部評価委員会の指摘（授業科目の関連・順序性等）を踏まえ，教員養成改革協議会において検討を行い，新たなディプロマポリシー（DP）及びカリキュラムポリシー（CP）を策定し，これらのポリシーに基づき，カリキュラム全体の見直しを行うとともに，カリキュラムツリー及び科目ナンバリングを導入した。これにより，体系化された教育課程を構築するとともに，教養教育を含めたカリキュラム全体を改善した。

また，北海道教育委員会及び札幌市教育委員会と連携協定に基づく各種事業の推進に加え，教職の魅力向上，教員の養成・資質能力の向上に向けた取組等について，双方で認識を共有し，一層の協働等を推進するため，新たに「北海道教育委員会・北海道教育大学の対話の場」及び「札幌市教育委員会・北海道教育大学の対話の場」をそれぞれ設置した。平成30年度は，北海道教育委員会と2回，札幌市教育委員会と1回懇談し，教職の魅力向上，教職大学院の見直し等について意見交換を行った。

更に，北海道の教育及び本学における教育・研究の充実，発展に向けた各種取組等を円滑・効果的に進めるため，北海道教育委員会及び札幌市教育委員会との協議の場として，新たに「北海道教育大学と北海道教育委員会との連携に関する協議会」及び「北海道教育大学と札幌市教育委員会との連携に関する協議会」をそれぞれ設置した。平成30年度は北海道教育委員会と4回，札幌市教育委員会と

1回の協議会を開催し，教職大学院の見直し・改善・充実，へき地・小規模校に関する連携・協力，教育実習等について協議を行った。

② 教育委員会のニーズを踏まえた新たな教職大学院の教育研究組織の設計

【関連年度計画番号：2】

前記①に掲げる北海道教育委員会及び札幌市教育委員会との協議等（左欄【関連年度計画番号：1，2】参照）を踏まえ，学校教育に係る諸課題の解決や地域の発展に貢献できる教員の育成を目指す，新たな教職大学院の教育研究組織を設計した。

新たな教育研究組織においては，令和3年度に，修士課程の教員養成機能を教職大学院に移行することとし，教科指導・授業開発（仮），特別支援教育（仮）及び養護教育（仮）を含めた6コースの設置やカリキュラム構造について検討を行った。

③ ラーニングコモンズの利用促進に向けた取組【関連年度計画番号：8-1】

札幌館，旭川館，釧路館において，ラーニングコモンズの利用促進・活用，ひいては図書館の活性化を図るため，附属図書館長裁量経費（附属図書館機能強化プロジェクト）による事業を実施した。当該プロジェクトにおいて，学修相談への対応やラーニングコモンズの利用支援を行うための大学院生サポーターを配置するとともに，ラーニングコモンズを活用したICT実践講座等の各種催しを開催した。

また，函館館，岩見沢館について，ラーニングコモンズ設置に向けて，整備計画をより具体化した。

④ 北海道胆振東部地震に関する取組【関連年度計画番号：9，23】

平成30年9月6日（木）未明に発生した北海道胆振東部地震に関する学生支援の取組として，平成30年度授業料免除実施方針を見直し，被災学生に対して優先的に授業料を全額免除した（前期4人，後期4人）。

被災地支援の取組として，北海道胆振東部地震における子どものための支援プロジェクト「いぶりキッズ」について，NPO法人ezorockと連携し，学生対象の説明会を実施する等周知を図った。これにより，学生12人が同プロジェクトのボランティア活動に参加し，子どもの体験活動の支援等を行った。この他，本学教員が学生とともに個別にボランティア活動に参加した。

また，国際地域学科において，学生が一定期間被災地に滞在し支援活動を行う実習を大学の授業「地域づくり支援実習（研究発展科目）」として位置づけ，上述のNPO法人ezorockと連携し，開設に向けた準備を進めた。平成31年2月には，当

該実習に関する学生向けの説明会「北海道胆振東部地震 被災地支援の現状課題 トークセッション&説明会」を開催し、実習の内容充実と履修希望者の被災地支援に関する理解を深めた。平成31年4月からは、1人の学生が連休期間中を利用して被災地に滞在し、当該実習に取り組んでいる。

⑤ 重点分野研究プロジェクトへの重点的な予算配分【関連年度計画番号：15】

中期計画に掲げる分野（へき地・小規模校教育、特別支援教育、食育、理数科教育等学校教育、地域に貢献する人材養成等）に対応した研究グループに対して、学長戦略経費（重点分野研究プロジェクト：全13件、配分経費11,000千円）により、研究支援を行った。平成30年度の主な取組は以下のとおり。

【理科教育に関する研究】

理科教育に関する研究グループにおいて、札幌市教育委員会と連携して、理科の指導力向上を目指す研究を進めている。平成30年度は、札幌市教育委員会の小学校教員採用前研修「フレッシューズセミナー」の一環として、「理科の指導法」を実施し、同グループの研究成果をもとに作成した「フレッシューズセミナーテキスト」を配付、活用した。

また、同グループにおいて小学校教員が理科に関心を持ち苦手意識を解消することを目指して作成した、初任者用理科指導ハンドブック「理科へのとびら」について、札幌市教育委員会を通じて、札幌市内の各小学校へ配付し、研究成果を発信するとともに利活用を図った。なお、当該ハンドブックについては、平成31年3月に改訂版を作成し、令和元年度に札幌市内の各小学校へ配付する予定である。

【ソーシャルクリニック事業】

地域に貢献する人材養成に関する研究グループにおいて、江差町・知内町・函館市と連携し、人口減少が進む地域における課題に対し、大学の有する知的・人的資源を活かしつつ、住民が自ら解決する仕組みづくりに関する研究「ソーシャルクリニック事業」を実施している。

平成30年度は、研究成果の教育活動への活用として、本学独自の認定資格「HAKODATEコンシェルジュ養成プログラム」の授業科目として「ソーシャルクリニックと地域」を開講した。また、江差町等の主要な展開地域以外から、課題やニーズを汲み上げるため、巡回型サテライト・オフィス事業を実施し、せたな町、乙部町、八雲町、木古内町、北斗市の5箇所ですテライト・オフィス（情報交換会）を開催した。

また、「ソーシャルクリニック」における研究成果の一部を本学の学術リポジトリ上に公表し、積極的に発信した。

⑥ 岩見沢市教育委員会や地域スポーツクラブと連携した小学校体育教授用資料の作成【関連年度計画番号：15、23】

北海道の学校教育における課題である子どもの体力向上に資する取組として、スポーツ庁が実施する「平成30年度学校における体育・スポーツ資質向上等推進事業」の委託を受けて、小学校体育教授用資料「小学校における「多様な動き」の学び～バルシューレとNチャレンジの活用～」を作成した。また、本事業による活動の一環として、岩見沢市教育委員会や「Sports Life Design Iwamizawa」（総合型地域スポーツクラブ）等と連携したスポーツ指導者研修会等を実施し、地域や学校教育現場等に研究成果を還元した。



小学校体育教授用資料「小学校における「多様な動き」の学び～バルシューレとNチャレンジの活用～」

⑦ へき地・小規模校教育におけるネットワーク構築及び開発教材の多方面での活用【関連年度計画番号：16】

へき地・小規模校教育に関する専門的教育及び研究を推進するとともに、他大学や地域と連携して、学校教育や現職教員の実践的活動への支援を行うことを目的として、新たに「へき地・小規模校教育研究センター」を設置した。同センターでは、「へき地・小規模校教育推進フォーラム」の開催による成果の発信、各教員への活動支援、他大学・地域とのネットワーク構築等の取組を行った。

また、本学の主導により、国立教員養成大学・学部の教員がネットワークを構築し、へき地・小規模校教育に関する研究・実践交流を進めるため、日本教育大学協会に新たに「全国へき地・小規模校教育部門」が設置され、31大学79人が登録（うち教育委員会やHATO4大学以外の登録数27大学47人）した。

相互交流の一環として、本学へき地・小規模校教育研究センターが中心となり、第1回部門会議を開催したほか、当該部門の登録者宛に「へきけんニュース」を

送付し、本学のへき地教育プログラムの実践例等を発信する等、積極的な取組を行い、ネットワークの構築に貢献した。

この他、HATOプロジェクトにおける開発教材（複式学習指導手引書、DVD教材）を活用し、弘前大学での出前授業や、岐阜県加茂郡八百津町での現職教員研修を実施した。また、JICA草の根事業「初等教育における複式学級運営・学習指導能力改善事業」における研修の一部（10日間）を本学で実施し、ラオス人民共和国の教員養成校教官（8人）を対象とした研修に本開発教材を活用して、本学で培った複式学習指導の海外における普及を図った。

⑧ 「小学校英語教育の指導力向上」に関する教材「CollaVOD」の活用推進・拡大【関連年度計画番号：16】

HATOプロジェクトで開発した「小学校英語教育の指導力向上」に関する教材「CollaVOD」の利用者は、平成29年度から2.0倍に増加し1,342人となり、HATO4大学以外では、21機関において利用されている。

また、「CollaVOD」について、文部科学省の「小学校英語教科化に向けた専門性向上のための講習の開発・実施事業」の委託を受けて実施している「小学英語免許法認定講習」や、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会と連携して実施した「小学校英語・小中連携フォーラム」において、パンフレットを配付した。教材の効果的な活用方法など具体的な実践例を提示することにより、小学校英語教科化に向けて現職教員の授業の質の向上を図った。

⑨ 教育実習前CBTに関する取組【関連年度計画番号：19】

教育実習前CBTの検定問題について、受検した学生の意見を踏まえ、多様な学校現場で活用できる内容を目指し全面改訂を行った。これにより、教育実習前に学校現場で生じる様々な事例に対応する学びや考察を深めることに役立てた。今後は、教育実習校等から改訂後の検定問題について意見を収集し、学校現場等の意見を踏まえ、更に検定問題を改訂することとした。

また、教育実習前CBTのより効果的な実施時期・方法等について検討し、実施時期を変更するとともに、学生の事前学習教材として「平成31年度用CBT問題集」を作成し、既に教育実習前CBTを実施しているHATO4大学及び玉川大学に配付した。

併せて、教育実習前CBTを全国の教員養成系大学の学生の学びの質保証及び教員養成教育の向上を目的とした汎用システムとして、広く活用されることを目指し、各国公私立大学へのアンケート調査を実施するとともに、全国の大学で使用できるよう、クラウド上でのシステム構築の準備を進めるなど、普及へ向けた取組を行っている。

教育実習前CBTの実施内容について

- ・出題数：60問（約1,000問から出題）
- ・解答時間：60分・合格基準：7割
- ・出題方法：問題区分の各項目をアトラダムに出題
- ・問題区分：児童生徒理解、学級経営、生徒指導、学習指導、特別支援教育、危機管理などの学校現場における実践予測問題

※実務経験豊富な教員を配置し、検定問題の作成及びきめ細かな学生指導を行っている。

（学生からの声）

- 教育現場における実践的な問題が学べ、自分自身のためになった。
- 学校現場で起こる問題について、自分で考えることができ、実習につながると感じた。
- 問題集は実践例が記載されており、分かりやすく、効率よく学べた。

（学校現場・教育委員会からの声）

- 学校現場ですぐに役立つ内容で、教育実習の事前学習における効果に期待したい。
- 現代的な新たな課題が生じている社会に臨み、新任教員研修でも現職教員研修でも活用できる内容が含まれている。

教育実習前 CBT の実施内容

⑩ 教育委員会のニーズを踏まえた教職大学院における「短期履修学生制度」の創設【関連年度計画番号：24】

北海道教育委員会が設置した北海道教員育成協議会の研修部会において、教員研修や教員育成指標の活用等について意見交換を行った。また、前記①に掲げる北海道教育委員会及び札幌市教育委員会との対話の場及び連携に関する協議会（P4【関連年度計画番号：1，2】参照）において、教職大学院の見直し、教職大学院の履修期間の短縮（研修の単位化等）等について協議を行った。これらの協議等を踏まえ、教職大学院の現職教員を対象とした履修期間の見直しを行い、入学後1年で修了できる「短期履修学生制度」を新たに創設した。

⑪ 留学生の派遣拡大に向けた取組【関連年度計画番号：26】

海外での教育体験を主とした「海外教育実習プログラム」について、教育体験よりも教育視察に重点を置いた新たなプログラムとして、「特別支援教育における海外教育視察プログラム」の開設を目指し、協定校である台北市立大学（台湾）と受入・派遣の時期や人数調整等の課題・問題点を整理し、平成31年4月に開設に係る覚書を締結することとした。

また、同大学と「共同教育プログラム」の開設について検討を開始した。留学生の派遣・受入について、平成30年度は派遣留学生が152人、受入留学生が108人となり、派遣留学生について、中期計画に掲げる目標を達成した。

⑫ 「21世紀型学力」育成のためのカリキュラムの各附属学校園での実践及び学校現場での活用・普及【関連年度計画番号：29】

平成29年度に函館地区で「21世紀型学力」育成の小中一貫を目指す教育課程として作成した「『情報活用能力』育成のためのカリキュラム表」（資質・能力を育

成するために必要な取組やカリキュラム等を一覧表にしたもの)について、各附属学校園に配付し、各学校・各地区において実践・検証スケジュールを作成した。スケジュールに基づき、各附属学校において、自校の教育課程との比較・検討を行い、カリキュラム表で示されたカリキュラムを取り入れて実践し、その結果を検証した。

また、北海道教育委員会との連携事業「授業実践交流事業」に基づく出前授業や研修・研究会、授業力向上セミナー等において、カリキュラム表に沿った授業実践を行い、地域の公立学校に対しても積極的に発信した。

各附属学校や公立学校教員等からは、本カリキュラム表について、情報活用能力に関する児童生徒の育成像や能力育成によって期待される成果への共感の声や、自校でのカリキュラム表の活用を希望する声があったほか、実際に自校実践への活用例も確認された。

⑬ 附属学校の取組状況【関連年度計画番号：7, 20, 29, 30】 教育課題への対応【関連年度計画番号：29, 30】

小学校英語における英語教科化へ対応する取組「小学校英語プロジェクト」について、文部科学省による研究開発指定（及び研究開発名目指定）期間（平成25年度から平成29年度）終了後も、学長戦略経費（共同研究推進経費）として採択し、学部・教職大学院との共同研究として継続して実施した。

平成30年度の具体的な取組として、当該プロジェクトにより作成した、小中学校各学年の具体的な到達目標を示す「Can-Doリスト」を各附属学校で児童・生徒の自己評価や教員による学習評価に活用するとともに、公立学校教員に周知・意見交換を行う等、実践及び検証を行った。また、各附属中学校の英語教員が、大学の授業（中学校英語科教育法、外国語活動の指導法）において、Can-Doリスト等を活用した指導法について講義を行った。

小中一貫教育の推進については、各地区の附属学校において小中一貫教育課程の開発に取り組み、その成果をセミナーや研修会等で発信することで、各地区における教育センター的な役割を担っている。札幌地区では「グローバルマインド」、旭川地区では「12年道徳」を中心にそれぞれ小中一貫の教育課程の編成に取り組んでいる。釧路地区では「各教科」を中心とした教育課程の編成から、へき地・小規模校教育に貢献するためのプログラム開発を開始し、義務教育学校化を目指した具体的な検討を行っている。函館地区では「21世紀型学力ーアクティブ・ラーニングとICTー」を中心に小中一貫の教育課程の編成に取り組んでおり、特に附属函館中学校の取組は北海道教育委員会や他県議会の視察受入等、先進事例として全国へ発信されている（平成30年度の具体的な取組内容についてはP6【関連年度計画番号29】参照）。

大学・学部との連携【関連年度計画番号：7, 20】

附属学校担当副学長のもと、大学と附属学校が一体化した運営を行うため、附属学校運営会議、正副校園長会、成果交流会を開催し、全学的な情報共有を図っている。また、地区ごとに正副校園長とキャンパス長の協議の場を設けているほか、各地区キャンパスの教員会議において附属学校園の近況等を毎月報告することで、細やかに常時的な連携体制を確保している。

また、教員養成課程の大学教員を対象としたFDとして附属学校園を活用した「新任大学教員研修プログラム」及び「教員現職研修プログラム」を実施している。平成30年度は、教員現職研修プログラムについては46人、新任大学教員研修プログラムについては43人が受講を修了し、平成30年度末時点における、研修プログラムにより学校現場での経験を経た大学教員の割合は59.3%（平成29年度から19.2ポイント上昇）となった。

更に、大学と附属学校が連携した研究について、学長戦略経費（共同研究推進経費）による公募を行い、平成30年度からは附属学校（園）・教職大学院・教育学部（教員養成）の三者による共同研究を支援する枠（三者連携枠）を設けた。平成30年度は、「小学校英語教科化に向けた教材および指導・評価にかかわる共同研究」「地域の公立校のモデルとなる義務教育学校の在り方（釧路地区）の三者連携による共同研究2件を採択した。

地域との連携【関連年度計画番号：29】

北海道教育委員会との連携により、北海道の児童生徒の学力向上を目指す取組として、「授業実践交流事業」を実施している。この事業により、研究大会だけでなく、日常的に附属学校教員の授業を公開するとともに、附属学校教員を公立学校への出前授業や研修講師として派遣し、公立学校教員の指導力向上を図っている。平成30年度は、依頼に応えた出前授業や公立学校教員の授業参観受け入れ等を年間150件実施した。実施件数は第3期中期目標期間開始時から、約2.2倍（平成29年度比約1.5倍）に増加しており、従前に比べ、より現場のニーズに応えることができている。また、附属学校主催の「授業力向上セミナー」に道内の公立学校教員が計画的に派遣されている。更に、教育委員会の教員研修に協力し、附属学校の研究大会を教育委員会の研修に位置づける取組を進めている。

附属学校の役割・機能の見直し

各附属学校園における地域教育課題への対応状況を踏まえ、附属学校園の在り方について検証し、設置形態を含めて検討を開始した。

また、平成27年度から、各学校園の1年間の取組を見直し改善するため、毎年度末に成果交流会を開催しており、平成30年度は成果交流会の前に札幌、旭川、釧路、函館の各地区で成果報告会を実施した。更に、有識者会議報告書を受けた取組として2年連続で本学独自の北海道地区勉強会を開催し、文部科学省、全国

国立大学附属学校連盟及びPTA連合会等の関係者を迎え、北海道地区附属学校園の改革推進について現状報告及び意見交換を行った。これら各方面からの指摘を踏まえ、役割・機能の明確化の検討を進めている。

⑭ 大学入学者選抜の実施体制の強化に関する取組

入学者選抜実施後、検証として、第三者機関へ試験問題の事後点検を依頼しており、出題内容等に疑義等が生じた場合には、「入試問題に係る事故対策委員会」を組織することとしている。この委員会は、入試担当理事のほか、疑義等が生じた教科試験に関して専門的な知見を有する者を構成員とし、採点のやり直し等、必要とされる対応について協議する。

この他、試験問題の質向上のため、北海道内の高校教員で組織される教科研究会に一般入試前期日程試験問題（教科試験）のモニター調査を依頼した。

2. 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

特記事項（P. 21及びP. 22）を参照

(2) 財務内容の改善に関する目標

特記事項（P. 26及びP. 27）を参照

(3) 自己点検・評価及び情報提供に関する目標

特記事項（P. 30）を参照

(4) その他の業務運営に関する目標

特記事項（P. 35～P. 37）を参照

3. 戦略性が高く、意欲的な目標・計画の状況

<p>ユニット1</p>	<p>教育研究及び大学教員の資質向上並びにカリキュラム改革のP D C Aサイクル確立を含む総合的・抜本的教員養成改革</p>
<p>中期目標【1】</p>	<p>北海道における教員養成の拠点大学として、また、地域の活性化を担う人材養成機関として、第2期中期目標期間に策定した「北海道教育大学教員養成改革の基本方針」に基づき、ステークホルダーの声を取り入れた教育課程改革を継続的に進め、併せて教育方法と成績評価の改善・開発を推進する。</p>
<p>中期計画【1】</p>	<p>教員就職率75%の確保に向けて、学士課程教育では以下の取組を進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 教育課程の体系性（ナンバリング等で明確化）や理論と実践の往還並びに実践型カリキュラムという観点の実質的な保証と北海道や全国の教育課題（子どもたちの学力・体力、いじめ・不登校、学校の小規模化、道徳教育、小中一貫教育、小学校英語教育等）への対応について、不断の点検と見直しを行うため、外部有識者や学生等による意見を取り入れた評価の仕組みを構築する。 ② 学生の主体的・能動的学修を実質化するため、第2期中期目標期間に教職大学院等で培った双方向遠隔授業システムのノウハウを活かしつつ、学校現場の活用も見据えた教育方法の改善（アクティブ・ラーニング、ICT教育の導入等）に取り組み、学生の学修時間を確保・増加させる。 ③ グローバル化への対応や食育、防災・安全教育等、時代のニーズを反映した様々な課題に対する学びに対応するため、全学の教員による教育研究組織を設置し、テキスト作成や授業方法並びに教材の開発を行う等の研究を進め、それらを学生教育に反映させる。 ④ 学生の自学自習を促すために、学修活動を厳格に評価する方法（ルーブリック等）を導入して、学修成果を把握させるためのフィードバックを行う。 ⑤ 教育課程編成基準に定めた課程・学科ごとに開設する教養教育科目がその目的と合致しているか検証し、その課題を踏まえて、ステークホルダーの意見を取り入れながら授業内容（シラバス）を充実・改善する。
<p>平成30年度計画【1】</p>	<p>平成28年度以降、学校臨床研究の試行・本格実施のほか、全学の教員による教育研究組織「教員養成改革協議会」を設置し、教員養成課程の授業・教育課程の開発のための提言を行い、当提言に基づき学内組織において外部委員会の意見を含めた授業・教育課程の開発を行ってきた。平成30年度は、教職実践研究の本実施のほか、平成28年度に実施した外部評価委員会による点検評価で指摘された内容（授業科目間の関連、科目間の順序性等）を踏まえ、教員養成改革協議会等において、ナンバリング等による教育課程の体系性の構築やルーブリックの活用を含む成績評価基準の明確化等について教養教育を含めたカリキュラムの改善に反映するとともに、授業方法を改善する。</p>
<p>実施状況</p>	<p>○ 「学校臨床研究」（3年次対象）の発展的な授業として、教員養成課程4年次学生を対象に<u>アクティブ・ラーニングの観点を取り入れ、自らの課題に対して学びを深める授業「教職実践研究」を開講した。</u> 「教職実践研究」を履修した学生からは、「授業参観を通じて、新たな自分の課題を把握することができた」「授業参観や質疑応答等を通じて、学校現場の実践が具体的に分かった」等の意見があり、教員を目指す上での実践的な学びの形成に役立っている。</p> <p>○ 外部評価委員会の指摘（授業科目の関連・順序性等）を踏まえ、教員養成改革協議会において検討を行い、<u>新たなディプロマポリシー（DP）及びカリキュラムポリシー（CP）を策定し、これらのポリシーに基づき、カリキュラム全体の見直しを行うとともに、カリキュラムツリー及び科目ナンバリングを導入した。</u>これにより、<u>体系化された教育課程を構築するとともに、教養教育を含めたカリキュラム全体を改善した。</u></p>

		<p>○ 平成29年度から引き続きルーブリックを活用した成績評価を実施するとともに、新たに他大学での実施例等の情報収集を行った。平成30年度のルーブリックの活用状況等についてアンケートを行った結果、活用した教員からは、「ルーブリックを事前に配付し、その観点に沿って自己評価させたところ、書籍に当たるなど自主的な研究活動をする学生が多く見られた」「ルーブリックを学生に事前に提示することで、評価の基準としての活用だけではなく、どのようなレポートが望ましいものであるのかを学生自身が確認するチェックリストとして機能していた」等、学生の自学自習が促進された例について報告があった。</p> <p>○ 外部評価委員会の指摘（小中学校の接続を意識したカリキュラム、小学校外国語活動、特別支援教育に係る基礎的な知識・技能等を培う授業の実施等）を踏まえ、学生の所属する専攻・分野の教科に応じた、小学校免許科目及び中学校免許科目の修得を可能とするとともに、小学校免許取得学生に対する授業科目「初等英語」「初等英語科教育法」の必修化、共通シラバスの策定等を行った。</p> <p>この他、教員養成改革協議会において、令和元年度以降の「特別支援教育」の共通シラバスを策定し、各キャンパスにおける授業内容・方法等の統一を図った。また、「教育フィールド研究（介護等体験含）」及び「教育実習」について、実習先の学校等から講師を招いた事前指導や公立小中学校教員による講義等において、特別な支援を要する児童生徒に係る実情や実態に関する内容を盛り込むなど、授業内容・方法を改善し、令和元年度の授業から実施することとした。</p> <p>これらの取組により、<u>授業内容・方法の改善を行い、小中学校の免許併有及び小学校英語教育等の現代的教育課題に対応した。</u></p> <p>○ 学生の自学自習時間を検証するため、2～4年次学生を対象に大学生学習調査を実施し、大学戦略本部のIR室において経年変化の分析を行った。これにより、自学自習時間の確保に向けた具体的方策を検討するための基礎的データを得ることができた。</p>
	<p>中期目標【2】</p>	<p>学生教育の質を確保するため、実務経験のある教員の配置等、課程・学科の人材養成の目的を達成するための、より適切な教員配置を実現する。</p>
	<p>中期計画【7】</p> <p>平成30年度計画【7】</p> <p>実施状況</p>	<p>教員養成を担う大学教員の実践的指導力の育成・強化を図るため、附属学校を活用した新任大学教員研修プログラム及び教員現職研修プログラムを第2期中期目標期間に開発した。第3期中期目標期間では本格的に実施し、第3期中期目標期間末には学校現場での経験（指導、研修及び実践研究を含む）のある大学教員を100%にする。</p> <p>新任大学教員研修プログラム及び教員現職研修プログラムの実施に関し、改善方策を検討するため、研修を受け入れている附属学校に対し、アンケート等を実施する。</p> <p>○ 本学FD全学運営委員会の下に「<u>附属学校を活用したFDに関するワーキンググループ</u>」を設置し、研修プログラムの改善方策等を検討するための体制を整備した。</p> <p>当該ワーキンググループにおいて、附属学校に対し研修プログラムに関するアンケートを実施し、その結果に基づき、受講者の研修プログラムへの理解度を深めることを目的として、<u>プログラム実施要項を改正した。</u></p> <p>また、受講修了者に対し附属学校との共同研究実施状況に関するアンケートを実施し、附属学校との共同研究を進めるための方策について、様々な意見が出されたことから、プログラムの改善に向けた検討材料とした。併せて、報告書の記載項目等に関する改善要望を受け、受講者の負担を軽減し円滑な研修実施に資するよう、令和元年度において報告書の改善を検討することとした。</p>

		○ 平成30年度の実施状況に関して、教員現職研修プログラムについては46人、新任大学教員研修プログラムについては43人が受講を修了し、平成30年度末時点における、研修プログラムにより学校現場での経験を経た大学教員の割合は59.3% <u>(平成29年度から19.2ポイント上昇) となった。</u>
	中期目標【15】	実践的な指導力を有する教員を養成するために、附属学校を活用した大学教員の研修及び教育実習を一層充実させる。
	中期計画【7】	教員養成を担う大学教員の実践的指導力の育成・強化を図るため、附属学校を活用した新任大学教員研修プログラム及び教員現職研修プログラムを第2期中期目標期間に開発した。第3期中期目標期間では本格的に実施し、第3期中期目標期間末には学校現場での経験（指導、研修及び実践研究を含む）のある大学教員を100%にする。（再掲）
	平成30年度計画【7】	新任大学教員研修プログラム及び教員現職研修プログラムの実施に関し、改善方策を検討するため、研修を受け入れている附属学校に対し、アンケート等を実施する。（再掲）
	実施状況	(同上)

<p>ユニット2</p>	<p>学校現場や地域における課題を解決する研究の推進</p>
<p>中期目標【7】</p>	<p>教員養成機能における北海道の拠点的役割を果たすため、学校現場や地域に生起する様々な課題解決に資する研究を重点的に支援・促進して、その研究成果を学校現場や地域に発信・還元する。 さらに、地域や文化価値に関する探究を進め、地域の活性化に寄与する。</p>
<p>中期計画【15】</p>	<p>学部全体として、へき地・小規模校教育、特別支援教育、食育、理数科教育等学校教育に密着した研究に対して重点的に学長戦略経費を投入し、その研究成果を学術的に発信するだけでなく、本学の教員養成教育の充実のために活用し、地域の様々な教育課題の解決に応用する。 さらに、学科においては、ステークホルダーの意見を取り入れる仕組みを作り、地域に貢献する人材養成プログラムの開発を行う。また、地域や文化価値に関する現代的・学際的探求を進め、研究成果を地域の様々な課題解決に活用し、地域の国際化や芸術・スポーツ文化による「生き甲斐・健康・まちづくり」等地域の活性化及び振興に寄与する。</p>
<p>平成30年度計画【15】</p>	<p>ステークホルダーや学内組織（附属図書館や広報）等と連携して研究成果を積極的に発信するとともに、学校現場向けの研究会や授業研究会・地域でのワークショップや情報交換会等により研究成果の利活用を促進する。</p>
<p>実施状況</p>	<p>○ 中期計画に掲げる分野（へき地・小規模校教育、特別支援教育、食育、理数科教育等学校教育、地域に貢献する人材養成等）に対応した研究グループに対して、学長戦略経費（重点分野研究プロジェクト：全13件、配分経費11,000千円）により、研究支援を行った。平成30年度の主な取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 理科教育に関する研究グループにおいて、札幌市教育委員会と連携して、理科の指導力向上を目指す研究を進めている。平成30年度は、札幌市教育委員会の小学校教員採用前研修「フレッシューズセミナー」の一環として、「理科の指導法」を実施し、同グループの研究成果をもとに作成した「フレッシューズセミナーテキスト」を配付、活用した。 また、同グループにおいて小学校教員が理科に関心を持ち苦手意識を解消することを目指して作成した、初任者用理科指導ハンドブック「理科へのとびら」について、札幌市教育委員会を通じて、札幌市内の各小学校へ配付し、研究成果を発信するとともに利活用を図った。なお、当該ハンドブックについては、平成31年3月に改訂版を作成し、令和元年度に札幌市内の各小学校へ配付する予定である。 地域に貢献する人材養成に関する研究グループにおいて、江差町・知内町・函館市と連携し、人口減少が進む地域における課題に対し、大学の有する知的・人的資源を活かしつつ、住民が自ら解決する仕組みづくりに関する研究「ソーシャルクリニック事業」を実施している。 平成30年度は、研究成果の教育活動への活用として、本学独自の認定資格「HAKODATEコンシェルジュ養成プログラム」の授業科目として「ソーシャルクリニックと地域」を開講した。また、江差町等の主要な展開地域以外から、課題やニーズを汲み上げるため、巡回型サテライト・オフィス事業を実施し、せたな町、乙部町、八雲町、木古内町、北斗市の5箇所サテライト・オフィス（情報交換会）を開催した。 また、「ソーシャルクリニック」における研究成果の一部を本学の学術リポジトリ上に公表し、積極的に発信した。 <p>○ 北海道の学校教育における課題である子どもの体力向上に資する取組として、スポーツ庁が実施する「平成30年度学校における体育・スポーツ資質向上等推進事業」の委託を受けて、小学校体育教授用資料「小学校における「多様な動き」の学び～バルシューレとNチャレンジの活用～」を作成した。また、本事業による活動の一環として、岩見沢市教育委員会や「Sports Life Design Iwamizawa」（総合型地域スポーツクラブ）等と連携したスポーツ指導者研修会等を実施し、地域や学校教育現場等に研究成果を還元した。</p>

<p>中期目標【8】</p>	<p>教員養成の質向上を図り、学校教育に対する社会からの付託に応えるため、HATOプロジェクトの成果を北海道教育大学(H)・愛知教育大学(A)・東京学芸大学(T)・大阪教育大学(O)の4大学が連携して全国の教員養成系大学・学部に発信することによって、全国の学校教育の質の高度化や地域の特質へ適合した教育の実践を図る。</p>
<p>中期計画【16】</p>	<p>教員養成を行う全国の大学・学部に対して、HATOプロジェクトの研究成果を生かして、特に本学が取り組む「小学校英語教育の指導力向上」及び「へき地・小規模校での現職教員支援」等についての中心的役割を担いながら情報提供を行い、継続的に相互交流と相互支援を実施する。</p>
<p>平成30年度計画【16】</p>	<p>相互交流等の規模を教育委員会やHATO4大学以外に拡大させるとともに、HATOプロジェクトの成果における出前授業、現職教員研修等活用方法の多様化や現職教員の授業等の質の向上を図る。</p>
<p>実施状況</p>	<p>○ 本学の主導により、国立教員養成大学・学部の教員がネットワークを構築し、へき地・小規模校教育に関する研究・実践交流を進めるため、<u>日本教育大学協会に新たに「全国へき地・小規模校教育部門」が設置され、31大学79人が登録（うち教育委員会やHATO4大学以外の登録数27大学47人）した。</u></p> <p>相互交流の一環として、本学へき地・小規模校教育研究センターが中心となり、第1回部門会議を開催したほか、当該部門の登録者宛に「へきけんニュース」を送付し、本学のへき地教育プログラムの実践例等を発信する等、積極的な取組を行い、ネットワークの構築に貢献した。</p> <p>この他、<u>HATOプロジェクトで開発した「小学校英語教育の指導力向上」に関する教材「CollaVOD」の利用者は、平成29年度から2.0倍に増加し1,342人となり、HATO4大学以外では、21機関において利用されている。</u></p> <p>○ HATOプロジェクトにおける開発教材（複式学習指導手引書、DVD教材）を活用し、弘前大学での出前授業や、岐阜県加茂郡八百津町での現職教員研修を実施した。また、<u>JICA草の根事業「初等教育における複式学級運営・学習指導能力改善事業」における研修の一部（10日間）を本学で実施し、ラオス人民共和国の教員養成校教官（8人）を対象とした研修に本開発教材を活用して、本学で培った複式学習指導の海外における普及を図った。</u></p> <p>○ 「CollaVOD」について、文部科学省の「小学校英語教科化に向けた専門性向上のための講習の開発・実施事業」の委託を受けて実施している「小学英語免許法認定講習」や、北海道教育委員会及び札幌市教育委員会と連携して実施した「小学校英語・小中連携フォーラム」において、パンフレットを配付した。教材の効果的な活用方法など具体的な実践例を提示することにより、小学校英語教科化に向けて現職教員の授業の質の向上を図った。</p> <p>○ へき地・小規模校教育に関する専門的教育及び研究を推進するとともに、他大学や地域と連携して、学校教育や現職教員の実践的活動への支援を行うことを目的として、<u>新たに「へき地・小規模校教育研究センター」を設置した。</u>同センターでは、「へき地・小規模校教育推進フォーラム」の開催による成果の発信、各教員への活動支援、他大学・地域とのネットワーク構築等の取組を行った。</p>

<p>ユニット3</p>	<p>グローバル化に対応できる教員の養成</p>
<p>中期目標【11】</p>	<p>第2期中期目標期間に本学における国際化にかかる事業の展開を経営戦略の一つの柱として位置づけ策定した「国際化推進基本計画」において、「本学学生の国際感覚を涵養し、国際的視野をもって地域社会や教育の諸分野で活躍できる人材の育成を図る」ため、「グローバル教員養成プログラム」等を実施してきた。第3期中期目標期間には、グローバル人材の育成を推進するため、学生の英語力を高めるとともに、海外の大学と連携し、留学生の派遣・受入の拡大を図る。</p>
<p>中期計画【25】</p>	<p>グローバル化に対応できるリーダーの育成を目的として開講している「グローバル教員養成プログラム（1学年定員60名）」充実のため、受講学生が卒業する際にプログラム修了認定の要件となる語学基準（TOEIC 860点相当）に到達する割合を70%以上とする。</p> <p>また、北海道教育委員会が主催し、全国的に評価されている「イングリッシュキャンプ」にグローバル教員養成プログラム受講学生が参加することで、早い段階から学生に実践的能力を育成させる。</p> <p>さらに、英語教育全体の充実を図るため、小学校教諭1種免許状を取得して卒業する学生の語学スコアの基準をTOEIC 570点相当、中学校教諭1種免許状（英語）を取得して卒業する学生の語学スコアの基準をTOEIC 730点相当に設定し、この基準に到達する学生の割合を80%以上とする。</p>
<p>平成30年度計画【25-1】</p>	<p>語学基準到達のための具体的取組を継続して実施するとともに、現在の取組内容を検証し、語学基準未到達学生に対する具体的対策を検討する。</p>
<p>実施状況</p>	<p>○ グローバル教員養成プログラムにおける語学基準到達のため、プログラムアドバイザーによる個別指導やCALL教室を活用した実践的な授業を実施した。</p> <p>また、教員養成課程3キャンパスの教養科目「外国語（英語）Ⅰ・Ⅱ」において授業にTOEICの内容を取り入れるとともに、期末試験としてTOEIC-IPを実施した。更に、専門科目及び研究発展科目「初等英語」「小学校英語科教育法」においても同様の取組を開始した。</p> <p>○ これまで実施してきたグローバル教員養成プログラムの取組内容について検証した。検証結果を踏まえ、プログラムを途中でリタイアする学生を防止し定員充足率を向上させるため、<u>受講要件・修了要件となる留学期間等を見直し、令和元年度からプログラムの変更を行うこととした</u>。具体的には、<u>短期留学期間4週間以上を修了要件に加えることとした</u>。</p> <p>また、英語教育全体の取組について、TOEIC推進ワーキングチーム会議におけるTOEIC-IP試験結果の分析を踏まえ、e-ラーニング教材の見直しを行い、<u>令和元年度から新たなe-ラーニング教材を導入することとした</u>。「外国語（英語）Ⅰ・Ⅱ」「初等英語」「初等英語科教育法」「中学校英語科教育法Ⅰ～Ⅲ」の自学自習の時間において、受講学生に当該e-ラーニング教材を受講させ、その学習状況を評価に取り入れるとともに、TOEIC-IPで目標スコアに達しなかった学生に対しては、次回履修時に目標スコアに到達できるよう、15時間のe-ラーニングによる課題を課すこととした。</p>
<p>平成30年度計画【25-2】</p>	<p>「グローバル教員養成プログラム」受講学生に「イングリッシュキャンプ」をはじめとするボランティア活動の参加を促すとともに、参加学生の活動成果等を発表し、ボランティア活動に対する意識を高めることを目的とした報告会を開催する。</p>

	<p>実施状況</p>	<p>○ グローバル教員養成プログラム受講学生を対象とした学内のオリエンテーションにおいて、「グローバル人材育成キャンプ（旧：イングリッシュキャンプ）」への積極的な参加を呼びかけた結果、8人が参加した。<u>キャンプ参加者からは「今後も英語を用いたコミュニケーションを重視したボランティア活動に積極的に参加したい」等の意見があり、参加学生の意識向上が図られた。</u></p> <p>また、当該キャンプに参加した学生による報告会（参加者30人）を実施し、報告者（当該キャンプ参加者）からは、キャンプ参加を通して得られた教育効果等について報告があった。</p>
	<p>中期計画【26】</p>	<p>留学生の派遣・受入の拡大を図るため、海外の協定締結大学等と連携し、相互に相手先の大学で授業を行うための「共同教育プログラム」（学部・大学院での単位取得を目的とするもの）や「海外教育実習プログラム」（海外での教育体験を主としたもの）等、新たなプログラムを開設するとともに、クォーター制等の新しい学事暦を導入して、海外派遣留学生及び海外受入留学生をそれぞれ年間150名に増やす。</p>
	<p>平成30年度計画【26】</p>	<p>留学生の派遣・受入の拡大に対応できる体制の整備を進める。また、新たなプログラム開設に向けた課題、問題点、改善事項等を整理し、海外の協定締結大学等と検討を進める。</p>
	<p>実施状況</p>	<p>○ 海外派遣留学生が危機等発生時における的確な行動ができるよう、「<u>海外渡航安全ハンドブック（学生用）</u>」を新たに作成・配付した。</p> <p>また、留学生の受入拡大に対応するため、新たに住居を確保した。</p> <p>○ 海外での教育体験を主とした「海外教育実習プログラム」について、教育体験よりも教育視察に重点を置いた新たなプログラムとして、「特別支援教育における海外教育視察プログラム」の開設を目指し、協定校である台北市立大学（台湾）と受入・派遣の時期や人数調整等の課題・問題点を整理し、平成31年4月に開設に係る覚書を締結することとした。</p> <p>また、同大学と「共同教育プログラム」の開設について検討を開始した。</p> <p>○ 中期計画に対応した取組として、国際戦略チームにおいて新しい学事暦導入の具体的方策及び派遣・受入留学生の拡大への効果について検討し、その結果を踏まえ、大学戦略本部会議においてクォーター制等の新しい学事暦導入について審議した。審議の結果、クォーター制はメリットが少ないことから、クォーター制以外の方策も含め、国際戦略チームで中期計画を達成するための方策を更に検討していくこととした。</p> <p>○ 留学生の派遣・受入について、平成30年度は<u>派遣留学生が152人</u>、受入留学生が108人となり、<u>派遣留学生について、中期計画に掲げる目標を達成した。</u></p>
	<p>中期目標【12】</p>	<p>グローバル人材育成を推進するにあたり、大学全体としての英語力の底上げが必要である。そのためには、学生に対する英語教育プログラム内容を充実させるのはもちろん、英語で教育を実践する教員の資質向上を図るとともに、グローバル化に対応可能な職員の育成を図る。</p>
	<p>中期計画【27】</p>	<p>海外の協定締結大学等と連携して、先進的教育手法を持つ英語教員を講師として招聘し、学生対象の英語能力強化プロジェクト、大学教員対象の英語による授業の教授法等に関する研修、職員対象のビジネス英語研修をそれぞれ実施する。さらに、グローバル化に対応した取組を一層推進するため、大学教員を対象とした海外研修制度を充実する。また、海外の大学との連絡調整、学生の海外派遣、留学生受入業務等のグローバル化対応業務の円滑化を図るため、事務職員の海外語学研修経験者を20%以上とし、その経験者を各キャンパスに複数名配置する。</p>
	<p>平成30年度計画【27-1】</p>	<p>グローバル化に対応した取組を一層推進するため、平成29年度に検討した大学教員を対象とした研修内容を踏まえ、海外を含めた研修制度を実施する。</p>

<p>実施状況</p>	<p>○ 平成29年度に行った大学教員対象の研修に係る検討を踏まえ、平成30年度の海外英語研修について、帰国後に行う英語による授業の公開での実施、派遣定員の拡充等の見直しを行った。</p> <p>平成30年度は、協定校であるグリフィス大学（オーストラリア）附属語学学校へ教員6人を3週間派遣した。参加教員からは、「英語の4技能のうち、話す・聞く能力が特に向上したという実感がある。」「自身の日本語による大学での授業を省みることにもなった。」等、研修の目的に適った成果報告があった。</p> <p>○ この他、英語で教育を実践するためのFD活動の一環として、大学教員を対象とした「英語による授業の教授法等に関する研修」を開催し、海外英語研修参加者（及び派遣予定者）を含む9人が参加した。</p>
<p>平成30年度計画【27-2】</p>	<p>事務職員の海外語学研修経験者の割合（平成29年度末時点16%）を更に引き上げるため、引き続き、海外語学研修を実施する。また、海外語学研修経験者を各キャンパスに複数配置するための人事配置を推進する。</p>
<p>実施状況</p>	<p>○ 海外の語学学校（フィリピン）へ職員4人を4週間又は2週間派遣し、事務職員海外語学研修を実施した。研修の成果として、研修参加者のTOEICスコアが平均で約65点上昇した。</p> <p><u>平成31年3月31日現在における研修経験者の割合は、16.4%となり、各キャンパス及び事務局における留学生対応業務等のため、研修経験者を複数配置した。</u>国際地域学科で開設している教員の引率で学生が海外を訪問する授業「海外スタディーツアー」において、学生引率補助や旅程のアレンジ等を教員に代わって研修経験者が行う等、国際関係業務への事務職員の対応が充実した。</p>

○ 項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
① 組織運営の改善に関する目標

中期目標	【16】 学長のリーダーシップの下で、教育、研究、社会貢献の機能を最大化するため、業務改善を推進するとともに、戦略的・効果的な組織運営を行う。
-------------	--

中期計画	年度計画	進捗状況
<p>【33】 第2期中期目標期間のガバナンス改革において、各校に設置していた教授会を廃止し、教授会審議事項を精選した上で、教育学部、大学院にそれぞれに1つの教授会を設置した。また、各校担当副学長であったキャンパス長やその他教育研究組織の長の選考方法については、推薦方式ではなく、学長任命とした。</p> <p>第3期中期目標期間においては、上記1から4の教育、研究、社会貢献及びその他の目標達成に向けて、学長のリーダーシップが一層発揮できるよう、平成29年度末までに、戦略を立案する「大学戦略室」を設け、学内組織の強みや弱み等を分析するIRセンター（仮）と連携して、大学経営を戦略的・効果的・機動的に進める。</p> <p>また、業務改善の推進及び人的資源の有効活用の観点から、学生生活の相談に何でも対応できる学生支援コンシェルジュ、研究推進等のためのリサーチ・アドミニストレーター及びカリキュラムの開発支援のための専門職員を育成し配置する。</p>	<p>【33-1】 平成29年度に設置した大学戦略本部において、当該本部内に設置したIR室や組織横断的な戦略チームを活用し、効果的な戦略を立案・提示することで大学運営及び大学改革を推進する。</p>	IV
	<p>【33-2】 業務改善の推進及び人的資源の有効活用を図るため、平成29年度までに配置した学生支援コンシェルジュ、リサーチ・アドミニストレーターに引き続き、専門職員として入試アドミニストレーターを配置する。また、平成31年度以降のカリキュラム開発支援の専門職員の育成に向けた検討を開始する。</p>	III
<p>【34】 社会や地域のニーズを法人運営に的確に反映させる方途の1つとして、経営協議会の学外委員等による5キャンパスの訪問、及び学外委員とキャンパス教職員との意見交換の場を設け、学外者からの提言を大学運営に活かす。</p>	<p>【34】 平成29年度に実施した経営協議会学外委員と各キャンパス長等との意見交換の内容を整理するとともに、全学で課題を共有することにより、経営的な観点を踏まえた大学運営の改善に活かす。</p>	III
<p>【35】 これまでの教員評価制度は、自己点検評価及び所属長における評価により、教員を総合的に評価してきたものであるが、第3期中期目標期間においては新たな制度として、これらの評価に加えて、学生等の</p>	<p>【35】 自己点検評価及び所属長における評価に加えて、学長の評価を3年に一度実施することとした新たな教員評価制度の本格的実施を開始し、教員各自の教育研究力の向上・改善につなげる。</p>	III

<p>ステークホルダーによる評価、学長の評価及び教育研究活動等による評価を3年に一度実施する。評価結果は、教員の処遇（昇給・勤勉手当）や学長表彰等に反映させ、教員各自の教育研究力の向上・改善につなげる。</p>		
<p>【36】 第2期中期目標期間においては、国立大学協会が掲げる女性教員の割合20%を達成するために、広報活動の推進及び女性教員の積極的な採用方策を定めた「女性教員採用促進のためのポジティブ・アクション」を制定し、推進してきたものであるが、教員に占める女性の割合は、平成27年4月1日現在で18.7%であった。また、第2期中期目標期間（平成27年4月1日現在）では、役員は全員男性であり、管理職に占める女性の割合は、11.6%であった。 第3期中期目標期間においては、女性役員の割合を14.3%以上、管理職に占める女性の割合についても14.0%以上を確保するとともに、教員に占める女性の割合を20%以上確保する。</p>	<p>【36】 全学の男女共同参画に関する会議において実施したアンケート調査結果を踏まえ、各種支援制度の周知や更なる女性教員の採用率の向上を目指し、今後の男女共同参画に関する取組に関し活動計画を立てる。</p>	<p>IV</p>
<p>【37】 厳格な経営監視体制を構築するため、監事への情報提供システムの構築や重要な会議への参画を定着させ、監査項目を見直し、監事監査の実効性を高め、組織運営の改善を行う。</p>	<p>【37】 監事による定期監査や日常業務監査で発見された組織運営改善のために必要な課題への対応を検証する。また、監事への情報提供の在り方について、組織運営改善につながる実効性の観点から見直しの必要があるか検証する。</p>	<p>III</p>

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	<p>【17】 本学の教育学部においては、平成 26 年度に函館校に国際地域学科，岩見沢校に芸術・スポーツ文化学科の設置を実現し，教員養成機能の充実・強化を図るための教育研究組織の見直しを行った。同時に，平成 33 年度までの北海道の小・中学生の推移や教員の採用動向を踏まえ，教員養成課程の学生定員を 20 名増員し，720 名とした。大学院については，教育委員会の要請に応え，教職大学院のコースを再編し，学校経営に対応したコースを設置するとともに，修士課程の在り方について検討を進めてきた。第 3 期中期目標期間では，北海道における学校の統廃合やそれに伴う教員需要に対応した規模へ教員養成課程を見直す。また，大学院においては，北海道地域の教育を担い，高度な実践的指導力を有する教員を養成するための教育研究組織へ見直すとともに，他大学との連携・協働による高度な組織化を図る。</p>
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況
<p>【38】 第 3 期中期目標期間中の教員の採用動向を踏まえ，教員採用数や教員就職者数等を検証し，教員養成課程の規模について見直しを行う。</p>	<p>【38】 IR 室を活用し，平成 29 年度に出した第 3 期中期目標期間中の教員需要及びそれに対する本学学生の教員就職者数等の推定値の算出方法を再検討の上，推定値を見直すとともに，就職状況との関係を検証する。</p>	III
<p>【39】 北海道の地域特性を活かし，地域の教育課題を解決していくための高い実践的指導力を持った教員の養成を担う大学としての役割を踏まえ，教育学研究科の教育研究組織とその規模を見直す。</p>	<p>【39】 大学院改革構想に基づき，教職大学院のコース見直し等，大学院の新教育研究体制を計画する。</p>	III
<p>【40】 教育の質の高度化を図るため，日々の教育現場の課題を解決する「実践知」を探求し，課題解決への道を提案する「研究する教育実践者」の養成について，他の教員養成大学・学部と連携した組織化のための研究を行う。</p>	<p>【40】 養成する人材の必要性等に関する平成 29 年度までの検討を踏まえ，養成する人材像に応じたカリキュラムの在り方を検討する。</p>	III

- I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ③ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	【18】 業務改善に資するため、事務組織や事務の在り方を見直し、一層の効率化を図る。
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況
<p>【41】</p> <p>第2期中期目標期間のガバナンス改革において、各校毎に設置していた教授会を廃止し、教授会審議事項を精選した上で、教育学部、大学院にそれぞれに1つの教授会を設置した。また、各校担当副学長であったキャンパス長やその他教育研究組織の長の選考方法については、推薦方式ではなく、学長任命とした（再掲）。さらに、各種委員会の目的・役割を明確化するとともに組織構成についても見直した。</p> <p>第3期中期目標期間においては、上記ガバナンス改革による規則改正に沿って、本部、キャンパスの事務組織や各種委員会における事務の役割・在り方について、効率化の観点から、適宜点検を行い、改善策を実施していく。</p> <p>また、北海道地区の国立大学との業務の共同実施や事務処理の改善・見直し等を推進する等、事務の効率化・合理化と業務改善を行う。</p>	<p>【41】</p> <p>ガバナンス改革による規則改正に沿って、本部、キャンパスの事務組織や各種委員会における事務の役割・在り方について、関係規則を適宜点検し、改正する。また、業務改善のための現状把握等に基づき、北海道地区の国立大学との業務の共同実施や会議のペーパーレス化の推進等、事務の効率化・合理化と業務改善を進める。</p>	III

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

年度計画を上回って実施した計画（自己評価を「Ⅳ」とした計画）のうち特に注目すべき取組や成果がある場合、上回ったと考える根拠及びその計画に基づき実施した取組内容や成果

① IR室及び戦略チームを活用した課題解決に向けた取組

【関連年度計画番号：33-1】

大学運営上の課題に対応するため、大学戦略本部に戦略チーム（10チーム）を設置するとともに、各戦略チームの基本方針及び戦略課題を策定した。

新たに設置した戦略チームでは、必要に応じてIR室と連携しつつ、課題に対応した施策の企画立案等を行い、大学戦略本部における検討・審議を経て、各種施策等を実施している。大学院改革チームにおいては、戦略課題である「修士課程・教職大学院の学生定員の見直し」「教職大学院の教育課程の見直し」等の検討を進め、大学戦略本部における検討・審議を経て、令和2年度に教職大学院のコース見直し、令和3年度に修士課程の教員養成機能を教職大学院へ移行する大学院改革計画を策定した。

更に、教員就職率の向上に関しては、大学運営に係る重要な課題であることから、「戦略的教員養成チーム」を設置し、就職率向上へ向けた取組を行うとともに、IR室においても関係データ（教員需要予測、学生の志望度の推移、教員採用試験受検状況等）の分析を進めた。

IR室の研究・分析により、学年が2年、3年次になると学生の教員志望が低下することが判明したことから、戦略的教員養成チームにおいて教員の学生指導上の改善を目的としたFD活動を企画し、大学戦略本部で検討を行い、全学FD研修会として実施した。また、当該研究・分析により、今後の更なる入試改革に結びつく成果を得た。

なお、全学FD研修会受講者のアンケート結果から、教員就職率向上に向けた学生指導の在り方や取組等について具体的な意見が多数あり、教員の意識改革に一定の効果があったと判断できたため、今後も教員就職率向上に向けたFD活動を積極的に企画・実施していくこととした。

以上のとおり、大学戦略本部において戦略チーム及びIR室を活用し、大学院改革や教員就職率向上に関する取組を行った。特に大学院改革に関しては、大学院改革計画を策定し、今後の本学における大学院の在り方・方向性を決める上で重要な役割を果たしており、年度計画に掲げる「大学戦略本部におけるIR室、戦略チームを活用した大学運営及び改革の推進」を上回る成果を上げた。

② 男女共同参画に関する取組【関連年度計画番号：36】

平成29年度に実施したアンケート結果において出された育児・介護支援制度の充実や大学教員の研究支援に関する要望等を踏まえ、男女共同参画に係る今後の活動計画を策定した。

策定した活動計画に基づき、育児・介護支援制度を充実させるため、子の看護休暇及び介護休暇に係る取得要件を緩和した。また、大学教員の研究支援等として、育児・介護に係る勤務時間短縮措置（育児・介護時間の取得、育児・介護短時間勤務の実施）を導入するとともに、大学教員が育児・介護休業及び短時間勤務中等の際に非常勤講師手当を配分する、非常勤講師措置制度の整備等を行った。

以上のとおり、年度計画に掲げる「今後の男女共同参画に関する取組に関し活動計画を立てる」ことに留まらず、当該活動計画に基づき、男女共同参画を推進するための具体的な制度の改善・導入を行う等、年度計画を上回る取組を行った。

その他に特記すべき事項

③ 職員の働き方改革実現に向けた取組【関連年度計画番号：41】

働き方改革関連法が成立したことを踏まえ、本学においても職員の健康障害防止の観点から、限りある人員の中で効率的に業務を遂行できるよう、適正な業務配分及び人員配置の検討に向けた取組を行った。具体的には、各部署の業務全体を俯瞰的に把握することを目的として、学内の全事務組織について、業務手順を細分化し、手順ごとの難易度及びリスクを一覧にまとめた「業務内容表」を作成し、全事務組織の業務を見える化した。

④ 大学院改革に関する取組【関連年度計画番号：39】

本学の大学院改革について取組を進め、大学院改革計画を決定した。本計画に基づき、新しい教職大学院のコース設計及びカリキュラム構造等について、各キャンパスにおいて説明会を実施し意見を聴取するとともに、教育委員会の要望等を踏まえながら、具体的なコース内容や科目区分等の検討を行った。（大学院改革計画の内容については、左欄【関連年度計画番号33-1】を参照）

⑤ ガバナンス改革の強化に関する取組【関連年度計画番号：33-1, 41】

IR室及び戦略チームを活用した課題解決に向けた取組

大学運営上の課題に対応するため、IR室及び戦略チームを活用し、課題解決に向けた取組を行った。（具体的な取組内容は、左欄の【関連年度計画番号33-1】を参照）

学内規則の体系化に関する取組

ガバナンス改革の趣旨を踏まえ、各キャンパスにおける規則について、全学規則との関係性を精査し、全学規則の下位規則へ位置づけられる25の規則に関して、名称を規則から内規等へ改正し、学内規則の序列と役割を明確にした。

⑥ 中期計画で設定した数値や指標等の現状値

○中期計画番号36（女性役員の割合を14.3%以上、管理職に占める女性の割合についても14.0%以上を確保するとともに、教員に占める女性の割合を20%以上確保する）に係る現状値

- ・平成30年度：女性役員の割合0%、管理職に占める女性の割合9.1%、
教員に占める女性の割合17.9%

<p>I 業務運営・財務内容等の状況</p> <p>(2) 財務内容の改善に関する目標</p> <p>① 外部研究資金，寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p>
--

<p>中期目標</p>	<p>【19】 外部資金，寄附金の獲得を促進しつつ，自己収入の増加を目指す。</p>
-------------	--

中期計画	年度計画	進捗状況
<p>【42】</p> <p>自己収入増加のため，以下の取組を進める。</p> <p>① 学外との共同研究，科学研究費助成事業，奨学寄附金等の外部資金を積極的に獲得するため，教員と職員が協働し，研究助成関係の公募に積極的に応募する体制を強化する。</p> <p>② 外部資金・寄附金獲得のためのファンドレイザーを配置するとともに，引き続き，寄附金（基金）3,000万円以上の獲得に取り組む。</p> <p>③ 第2期中期目標期間の後半から実施した卒業生・修了生等に係る証明書発行の有料化を，引き続き行う。</p>	<p>【42-1】</p> <p>外部資金申請支援ツールや獲得マニュアルの作成及び説明会・個別相談会の開催等により，個々に実施する研究プロジェクトの支援を行い，科研費等の競争的資金への積極的な応募を促進する。</p>	III
	<p>【42-2】</p> <p>北海道内各地の企業を中心にファンドレイザーによる募金活動，クレジットカード決済システム等による寄附，大学ウェブサイト等での広報活動及び寄附者に対する定期演奏会（芸術スポーツ文化学科音楽文化専攻）への招待等を通して，自己収入の増加を目指す。また，卒業生・修了生等に係る証明書発行の有料化を引き続き行うとともに，他大学の先進事例等を参考に，新たな自己収入獲得方策について検討する。</p>	IV

I 業務運営・財務内容等の状況 (2) 財務内容の改善に関する目標 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標	【20】 管理的経費の削減策を検証しつつ、さらなる経費削減に向けて計画的な取組を推進する。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況
【43】 第2期中期目標期間は北海道内の国立大学と7件の共同調達を実施し、共同調達によるスケールメリットの活用（調達コスト低減）及び業務負担の軽減を図った。第3期中期目標期間には第2期中期目標期間中の効果的な共同調達を継続するとともに新たな共同調達の実施、省エネ等の推進、コスト意識の徹底により、業務費に対する一般管理費比率について、全国11教員養成系大学における平均値（平成26年度4.22%）以下に抑制する。	【43】 第2期中期目標期間中の効果的な共同調達の継続、北海道内国立大学法人との新たな共同調達へ向けて検討し可能なものについて実施する。また、照明設備LED化事業計画に基づく第3期事業を実施するとともに、コスト意識の徹底を図るために全学に対して管理経費削減に向けての周知を行う。	Ⅲ

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	【21】 安定した大学運営を行うため、資産と資金の有効な運用を行う。
------	------------------------------------

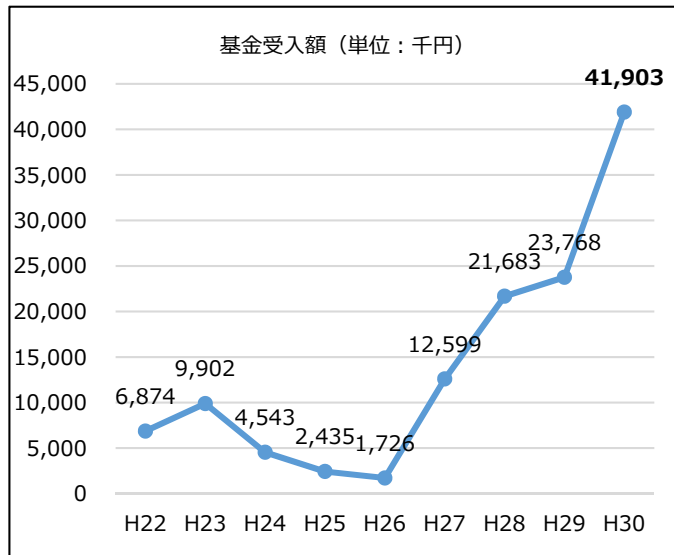
中期計画	年度計画	進捗状況
<p>【44】</p> <p>平成 28 年度には建築後 30 年を超過する未改修の建物が全体面積の約 44%となる見込みである。施設の老朽化に伴って、多様化する新たな教育研究へ対応するためのスペース創出や、安心・安全な環境の確保が課題となる。これらの資産を有効に活用するために、第 2 期中期目標期間には、施設・設備の点検・評価及び必要かつ計画的な整備による予防保全を前提とした運用管理を行うため、「施設維持管理マニュアル」による施設等の定期点検・評価を実施することによって、資産の点検体制を構築した。</p> <p>第 3 期中期目標期間においては、引き続き予防保全による計画的な維持管理体制を基盤として、定期的な見直しによるキャンパスマスタープランの充実並びに資産の用途・目的について点検・評価を行う。</p> <p>また、ライフサイクルコストによる費用対効果に基づく資産運用方針を策定し、更なる学外者の利用を促進することにより、土地及び建物の貸付による収入を第 2 期中期目標期間の平均に比し、10%以上増加させる。</p>	<p>【44】</p> <p>資産運用方針に基づき、旭川、釧路、函館、岩見沢キャンパスの資産の用途・目的について点検・評価を実施し、キャンパスマスタープランの見直しに向けて全キャンパスの点検・評価結果を整理する。また、学外者の利用促進のため、平成 28 年度に行った不動産貸付要項改正（貸付範囲の拡大）の成果として、平成 29 年度に新たな貸付による収入増加があったことから、平成 30 年度においても引き続き運用し、貸付収入の増加を図るとともに、成果を検証する。</p>	III
<p>【45】</p> <p>資金運用による運用益を獲得するために、第 2 期中期目標期間には、適切なリスク管理の下、北海道地区国立大学間の連携による共同の資金運用（J ファンド）を行う中で単独の運用より有利な運用と考えられる運用を 69 回実施し、総額 270 万円の運用益を獲得した。第 3 期中期目標期間においても、引き続き、適切なリスク管理の下、北海道地区国立大学間の連携による共同の資金運用に積極的に参画し、安定的な運用益の確保に取り組む。</p>	<p>【45】</p> <p>適正な資金管理のもと、北海道地区国立大学間の連携による共同の資金運用（J ファンド）に積極的に参加する。平成 29 年度は、J ファンドの利用可能な全ての日数において運用を行ったことから、平成 30 年度においても引き続き同程度の運用日数を維持し、最大限の運用益の獲得を図る。</p>	III

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

年度計画を上回って実施した計画（自己評価を「IV」とした計画）のうち特に注目すべき取組や成果がある場合、上回ったと考える根拠及びその計画に基づき実施した取組内容や成果

① 寄附金の獲得に向けた取組【関連年度計画番号：42-2】

これまで行ってきたファンドレイザーによる企業訪問等に加え、継続的な寄附を確保するため、新たに本学同窓会会員約2万人に対して寄附依頼用のパンフレットを作成・送付するとともに、各校同窓会を訪問し直接協力依頼を行った。寄附者への謝意と継続的な支援につなげていくため、過去3年



間（平成27年度から平成30年8月末まで）における一定額以上の寄附者（個人及び法人・団体：計272人）を本学が開催する演奏会へ招待した。

また、基金に関する活動を広く周知するため、大学ウェブサイトへ基金授与式、高額寄附者への感謝状贈呈等に関するトピックスの掲載等を行った。

これらの基金獲得に向けた取組により、獲得額は過去最高であった平成29年度を更に上回る41,903千円となった（平成29年度比で約76.2%増、18,135千円増）。これにより、第3期中期目標期間に獲得した基金の総額は、中期計画に掲げる目標額「3,000万円」の約2.9倍となる、87,355千円となった。

卒業生・修了生等に係る証明書発行の有料化を実施し、1,453千円の収入があった。

この他、文部科学省主催の寄附フォーラムに参加し、他大学におけるファンドレイジング活動等について情報収集をするとともに、収集した他大学の先事例等を基に、新たな自己収入獲得方策の検討を行った。

その他に特記すべき事項

② 経費削減に向けた取組【関連年度計画番号：43】

第2期中期目標期間中の効果的な共同調達を継続して実施するとともに、トイレットペーパーの共同調達について、札幌地区、岩見沢地区に加えて令和元年度から新たに函館地区でも実施することとした。

また、6か年の照明設備LED化事業計画に基づき第3期事業を実施するとともに、釧路地区構内外灯LED化改修工事等について、計画を前倒して実施した。当該事業に基づく省エネ効果を検証し、改修前と比較して年間での削減効果（見込）は52,348kWh（約73%減）、電力料金換算では837千円となった。

この他、コスト意識の徹底を図るため、複写機の2色印刷や両面印刷の設定方法、定期刊行物の見直し等について全学に対して通知し、コスト意識の徹底に努めた。

これらの取組により、平成30年度における業務費に対する一般管理費比率は3.33%となり、目標（4.22%以下）を達成した。

③ 資産を有効に活用するための取組【関連年度計画番号：44】

平成28年度に策定した資産運用方針に基づき、旭川、釧路、函館、岩見沢キャンパスの資産の点検・評価を実施した。これにより、平成29年度に実施した札幌キャンパスの点検・評価結果と合わせて、全キャンパスの資産に係る点検・評価の整理を完了した。資産の老朽度や緊急性についての現状把握ができたことから、中長期の保全計画である「建物長寿命化整備計画」及び「ライフライン等長寿命化整備計画」を策定した。

また、キャンパスマスタープランの見直しに向けて、全学的なスペースの管理及び有効活用の促進を目的とした「研究室等の使用等に関する規則」を制定した。本規則に基づき、全学的に研究室等の使用状況の把握及び管理を行うことでスペースの有効活用を図ることとした。

これまでの貸付状況及び成果について検証を行った結果、2年以上の継続的な利用が多いことが分かった。リピーターは、安定的な貸付料収入を確保する上で重要な役割を担うことから、今後も利用を継続するよう働きかけるとともに、利用の多い講義室や屋内外の体育施設について適切な維持管理を行い、学外者の利用促進を図ることとした。

なお、平成30年度の不動産貸付収入は6,936千円（平成29年度比約1,405千円増）となり、第2期中期目標期間の平均比で104%増加し、中期計画を達成した。

第2期中期目標期間の平均額	3,394千円	
年 度	収入実績	第2期中期目標期間からの増加率
平成29年度	5,531千円	63%増
平成30年度	6,936千円	104%増
合 計	12,467千円	

④ 財務基盤の強化の取組内容【関連年度計画番号：42-2, 44】

財務基盤の強化に向けた自己収入増加を図るため、本学では、中期計画42において「外部資金・寄附金獲得のためのファンドレイザーを配置するとともに、引き続き、寄附金（基金）3,000万円以上の獲得に取り組む。」と定めている。

このことから、第3期中期目標期間の初年度である平成28年度において、税制改正に対応した「経済的理由により修学困難な学生に対する修学支援事業」を新設するとともに、寄附者の多様なニーズに応えるため「キャンパスを指定した寄附」ができるよう基金事業を拡充した。また、寄附金（基金）獲得のための戦略立案・広報・対外折衝に従事するファンドレイザーを配置し、企業を訪問するなどの積極的な活動を行った。

平成29年度には基金事業に、附属学校（園）の施設・設備の整備及び活動支援を目的とした附属学校（園）支援事業を新設した。

これらの取組を、平成30年度においても引き続き実施し、目標を大きく上回る寄附金（基金）を獲得した（平成30年度の取組による成果についてはP26【関連年度計画番号42-2】参照）。

同じく、中期計画44において「学外者の利用を促進することにより、土地及び建物の貸付による収入を第2期中期目標期間の平均に比し、10%以上増加させる。」と定めている。

このことから、第3期中期目標期間の初年度である平成28年度において、貸付料を増額改定するとともに、学外者の利用を促進するため、一定条件のもとで営利目的や個人的な利用が可能となるよう不動産貸付要項の改正を行い、平成29年度から運用を開始した。

これらの取組を平成30年度においても引き続き実施し、目標を大きく上回る不動産貸付収入を獲得した（平成30年度の取組による成果についてはP26【関連年度計画番号44】参照）。

⑤ 中期計画で設定した数値や指標等の現状値

- 中期計画番号42（寄附金（基金）3,000万円以上の獲得に取り組む）に係る現状値
 - ・平成28年度～平成30年度の累計額：87,355千円
 - ※平成30年度獲得額：41,903千円
- 中期計画番号43（業務費に対する一般管理費比率について、全国11教員養成系大学における平均値（平成26年度4.22%）以下に抑制する）に係る現状値
 - ・平成30年度：3.33%
- 中期計画番号44（土地及び建物の貸付による収入を第2期中期目標期間の平均に比し、10%以上増加させる）に係る現状値
 - ・平成30年度：104%増加

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
 ① 評価の充実に関する目標

中 期 目 標	【22】 第2期中期目標期間において、評価体制の整備と評価に関する広報を充実し、大学における評価活動を定着させてきた。第3期中期目標期間では、教育の質を保証する観点から、様々な情報を活用する仕組みを取り入れ、教育の質の改善・向上に焦点をあてた、内部質保証のPDCAサイクルを確立する。
------------------	--

中期計画	年度計画	進捗状況
【46】 大学の教育を中心とした諸活動における質保証について、国内外の事例や他大学における取組の調査及び研究を行い、大学教育の質の向上に結びつけるシステムを構築し、そのシステムの有効性について検証を行う。	【46】 本学の内部質保証の現況について、他大学と比較・検証した結果、内部質保証に関する方針・規則に関する課題が明らかになったため、本学点検評価規則を改正し、内部質保証のための点検・評価を実施することを明確にする。	III

<p>I 業務運営・財務内容等の状況</p> <p>(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>② 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p>
--

<p>中期目標</p>	<p>【23】 社会・地域から求められる大学として、戦略的な広報活動を推進する。</p>
-------------	--

中期計画	年度計画	進捗状況
<p>【47】</p> <p>大学が地域に開かれた身近な存在として広く理解されるために、地域の教育研究活動拠点として、大学における学生生活の様子や現職教員への支援等の取組のほか、キャンパスが所在する地方公共団体等と連携した地域振興イベントによる広報活動等を、動画等を用いながら大学公式 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）により積極的に情報発信する。特に、大学公式 SNS として平成 26 年度より活用している Facebook においては記事を年間約 60 件掲載する。</p>	<p>【47】</p> <p>本学の広報における課題や今後の方向性を踏まえ、積極的な情報発信のための具体的方策を試行する。また、平成 29 年度に発信した動画に加え、学生の様子や地方公共団体等と連携した事業について、大学公式 SNS 等により積極的に発信する。</p>	<p>III</p>

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

その他に特記すべき事項

① 内部質保証システム構築に関する取組【関連年度計画番号：46】

平成29年度に明らかとなった課題（点検・評価の結果を内部質保証に活用することを規則上明確にする必要があること等）に対応するため、本学点検評価規則の改正について検討を進めた。その結果、認証評価基準において、内部質保証に関する基本方針を定めることが求められていること等の新たに対応すべき課題も判明したことから、これらの課題に対応するため、現行の点検評価規則を廃止し、内部質保証の方針、実施体制・方法を規定した新たな規則を制定することとした。

新たな規則の制定については、大学戦略本部に置く質保証システムマネジメントチームにおいて原案の検討・策定を行い、「国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則」を制定した。これにより、内部質保証のため点検・評価を実施することを明確にした。

② 情報収集力の強化に関する取組【関連年度計画番号：47】

本学の広報上の課題として、教職員や学生が行っている魅力ある取組を十分に把握できておらず、情報収集力の強化が求められていた。このため、平成30年度に情報収集方法の見直しを行い、教職員からの報告のみを対象とした「広報報告シート」(Word様式)を改善し、ウェブアンケートフォームを利用して、教職員に加えて学生も直接大学の広報担当部署へ活動報告ができる「広報記事投稿フォーム」を試作した。当該フォームについては、平成30年8月に釧路キャンパスにおいて試行運用を行った。

また、平成26年4月に設置した国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科の実績や成果を紹介する「学科成果レポート～羽ばたけ卒業生」を発行した。平成30年3月に卒業した第1期生のメッセージや就職状況を掲載するとともに、両学科のユニークなカリキュラムや取組を紹介し、両学科への入学希望者や企業等へ広く配布した。

③ 入試広報の充実に向けた取組

高校生及びその保護者向けに本学の存在や魅力をアピールするため、大学ホームページの入試関連ページをリニューアルするとともに、これまでも行ってきたウェブバナー広告等に加え、新たに、Yahoo! JAPANブランドパネル広告 (Yahoo!

JAPANのスマートフォントップ画面に広告を載せるもの)、札幌駅JRタワーピラービジョン広告、JR車両内額面広告の掲載等を行った。取組の結果、ウェブバナー広告から大学ホームページへの閲覧数は計36,000回を超えた。



Yahoo! JAPAN ブランド
パネル広告 (イメージ)



JR 車両内額面広告



札幌駅 JR タワーピラービジョン広告

④ 中期計画で設定した数値や指標等の現状値

○中期計画番号47 (Facebookにおいては記事を年間約60件掲載する)に係る現状値

・平成30年度：101件

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	【24】 計画的な施設マネジメントを遂行し、教育・研究環境を充実させる。
------	--------------------------------------

中期計画	年度計画	進捗状況
<p>【48】</p> <p>環境に関わる世代間の平等を尊重する社会人の育成に努めるため、第2期中期目標期間においては、将来にわたって環境負荷の低減を確実に実施するための方策として、平成32年度までを対象期間とする行動計画を作成・実施した。</p> <p>第3期中期目標期間においては、キャンパスマスタープランの定期的な見直しと併せ、引き続き行動計画に基づくソフト面で環境負荷の低減対策を実施するとともに、積雪寒冷地帯において必要不可欠な暖房設備については、「計画的な維持管理に関する施設マネジメント」に基づき中長期の保全計画を策定する。また、老朽化の進んだ施設の使用燃料を、より環境負荷の低いものへ転換し、温室効果ガスの排出量を削減するためのハード面での低減対策に取り組む。</p>	<p>【48】</p> <p>「地球温暖化対策に関するキャンパス行動計画」における平成30年度計画を策定及び公表し、本計画に基づくソフト面での環境負荷低減対策として、温室効果ガス排出量の抑制に配慮した省エネルギー活動を推進する。また、資産運用方針に基づき、釧路、岩見沢キャンパスの暖房設備等について点検を行い、全キャンパスの暖房設備等に係る中長期の保全計画を策定するほか、老朽化した暖房設備の更新及び環境負荷の低い燃料へ転換するための大規模改修に係る予算要求を行うとともに、小規模な暖房設備等の改修を進める。</p>	III
<p>【49】</p> <p>地域における国立大学の役割は、人材養成のみならず、地域との共生及び開かれた空間を含む、魅力あるキャンパス環境の形成である。第2期中期目標期間においては、自然との調和を図り、持続可能なキャンパスと快適な生活環境を形成するため、環境負荷の低減と、学生・教職員の協働による、キャンパス環境を向上させるための施設整備（構内美化）を推進したが、老朽施設の根本的環境負荷低減対策には、補助金等による大型改修が必要である。</p> <p>第3期中期目標期間においては、定期的な見直しによるキャンパスマスタープランの充実と併せ、国の財政状況等を踏まえた上で、建築後30年を超過する未改修の建物について、計画的な維持管理に関する施設マネジメントに基づき中長期の保全計画を策定し、環境負荷低減に資する老朽改善を推進するとともに、さらに安全・安心かつ教育研究の質を向上するための環境構築に取り組む。</p>	<p>【49】</p> <p>資産運用方針に基づき、旭川、釧路、函館、岩見沢キャンパスの資産の用途・目的について点検・評価を実施するとともに、全キャンパスの資産の点検・評価を整理し、建築後30年を超過する未改修の建物に係る中長期の保全計画を策定する。また、環境負荷低減のため暖房設備の老朽改善を実施するとともに、安全・安心かつ教育研究環境の機能向上に向けた予算要求を行う。</p>	III

<p>ティ責任者) の設置, セキュリティポリシーの整備及び情報セキュリティ講習会を行ってきた。第3期中期目標期間には, より一層の情報セキュリティの確保が図られるよう, 情報テクニカルスタッフを配置し, 情報セキュリティに関する教育・啓蒙を継続的に実施するとともにサイバー攻撃への対応体制を強化する。</p>	<p>せる。また, 次世代型サイバー攻撃への対応体制を整備するにあたっての課題や方向性をもとに, 導入すべき機器やインシデント対応組織案をまとめる。</p>	
---	--	--

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ③ 法令遵守等に関する目標

中期目標	【26】 不正防止体制及び管理責任体制を充実・強化するとともに、大学人としてのモラルや社会的責任について、意識の向上を図り、適正な大学運営を行う。
------	---

中期計画	年度計画	進捗状況
<p>【53】</p> <p>不正防止体制，個人情報管理体制及び情報セキュリティシステムについて現状・課題を把握し，改善充実を図るための有効な方策を検討し実施するとともに，服務規律や適正な経理について教職員に対し研修を実施することにより，法令遵守等に関する周知徹底を行う。</p>	<p>【53】</p> <p>不正防止体制，個人情報の管理体制及び情報セキュリティシステムについて，現状・課題を把握・分析した上で，改善充実を図るための有効な方策を実施する。また，法令遵守等に関する周知徹底を図るため，服務規律や適正な経理について教職員に対し研修を実施する。</p>	III
<p>【54】</p> <p>第2期中期目標期間においては，「公的研究費の不正使用防止に関する説明会」の受講を義務化し，受講しない教員に対しては，「競争的資金等の申請・使用を認めない」「学内予算による教員研究費を一切配分しない」等の措置をとってきたが，それを継続するとともに，改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ，教員や学生に対する倫理教育を義務化する等，不正を事前に防止する取組をさらに強化する。</p>	<p>【54】</p> <p>文部科学省が公表している不正事案を参考に，研究不正に関する最新の情報に留意して，コンプライアンス教育教材及び研究倫理教育教材を必要に応じて更新し，教職員の研究費の不正使用を防止するとともに，教員の研究倫理の向上を図る。</p>	III

(4) その他業務運営に関する特記事項

年度計画を上回って実施した計画（自己評価を「IV」とした計画）のうち特に注目すべき取組や成果がある場合、上回ったと考える根拠及びその計画に基づき実施した取組内容や成果

① 北海道胆振東部地震への対応【関連年度計画番号：50-2】

平成30年9月6日（木）未明に発生した北海道胆振東部地震とこれに伴う日本初のエリア全域に及ぶ大規模停電（ブラックアウト）という状況下において、大学機能の早期復旧並びに学生・教職員等の安否確認等に取り組んだ。

この際、平成30年7月に、地震対応に関する基本的事項（危機状況区分、学内の連絡体制、職員の行動基準等）を定めた「大地震対応マニュアル」を策定していたことから、本マニュアル等で定める危機状況区分に応じて、各キャンパス単位で対応する機動的な業務体制を構築し、迅速な復旧作業を実施した。

また、地震発生後速やかに、震源地周辺地域出身の学生等の把握及び安否確認を行い、全員の無事を確認した。

更に、事後検証を行うとともに、必要な改善措置等を講じて、災害に備える体制を整備した。

以上のとおり、年度計画に掲げる「危機管理個別マニュアル策定指針に基づく個別マニュアルの点検・見直し」に留まらず、同指針に基づき新たに策定した「大地震対応マニュアル」等により、大学機能の早期復旧の達成、迅速な学生等の安否確認、事後検証に基づく改善措置等、危機管理への対応及び体制の整備として計画を上回る取組を行った。

この他、各キャンパスにおいて、総合防災訓練を実施した。釧路キャンパス及び函館キャンパスにおいては、所在地域の特性に合わせて、大津波警報発令を想定した津波避難階段を使用する訓練等を実施した。

危機管理個別マニュアル策定指針に基づく個別マニュアル等の点検・見直しにより、新たな制定等11件（規則等7件、マニュアル等4件）、廃止4件（規則等3件、マニュアル1件）、一部改正1件（マニュアル1件）を行った。

危機管理に関する講演会について、函館キャンパス及び教職大学院において開催した（教職員111人が出席）。講師が災害に対する平時からの備えや災害発生時・発生後取るべき行動に関する解説等を行い、職員の危機管理に関する意識の向上を図った。

なお、当該地震への主な対応は以下のとおり。

【大学機能の早期復旧】

9月6日（木）未明の地震及びこれに伴うブラックアウト発生後、「大地震対応マニュアル」及び各キャンパスの個別マニュアル等に基づき、可及的速やかに各キャンパスにおいて危機管理担当及び施設管理担当職員等が出勤し、点検及び状況把握を行った。その結果、施設については、札幌キャンパス、岩見沢キャンパスにおいて多少の被害が生じていたが、全体として大きな被害は発生していないこと、及び停電状態であることを確認した。

これを踏まえ、断水、ネットワーク及び電子機器の使用不能等により通常業務の継続は困難なことから、職員の勤務体制を整理し、応急対応に必要な職員（危機管理担当、施設管理担当、学生対応担当等）のみ業務にあたることとし、当該業務終了後は、同日の業務を停止した。

9月7日（金）以降順次、各キャンパスの停電が解消されたことから、7日から業務を再開し、ネットワーク及び電気、機械設備の点検・復旧等、通常業務の再開に必要な作業を早急に進めた。ネットワークの復旧については、従前から機器及び管理の集約化、耐障害性向上等の措置を進めるとともに、復旧手順を精査していたことから、復電後速やかに作業を進め、7日の午後には復旧を完了した。また、電気、機械設備についても、迅速に点検・復旧作業を行い、8日（土）に完了した。

「大地震対応マニュアル」に定める危機状況区分が、全てのキャンパスにおいてレベル1（震度4以下）又は2（震度5強以下）だったことから、全学的な連絡調整は総務課が行い、具体的な復旧業務は各キャンパスの判断により行う機動的な業務体制としたことが、大学運営上必要な機能の迅速かつ円滑な復旧につながり、9月10日（月）からは、通常どおり業務を実施した。

【学生・教職員等の安否確認及び学生への対応】

地震発生後速やかに、震源地周辺地域出身の学生及び教育活動、課外活動等で同地域に滞在している学生、教員等の把握及び安否確認を行い、全員の無事を確認した。

また、6日（木）中に、緊急連絡網等により、附属学校の園児、児童、生徒、教員及び大学事務職員全員の無事を確認した。

ネットワーク等の復旧完了後は、「安否確認システム」の運用、大学ホームページから安否を連絡できる「安否状況の連絡フォーマット」の開設、電話連絡等により、学生、大学教員の状況確認を進めた。その結果9月16日（日）までに大学教員全員の状況（無事）を確認した。学生については、9月18日（火）までに全体の93.3%の状況を確認した。夏季休業期間中ということもあり、残りの6.7%については、後期授業開始時に確認を完了した。人的被害は、軽傷を負った学生9人であった（いずれも9/10までに把握）。

また、学生対応について、教育実習、介護等体験実習期間中であったことから、学生の不利益にならないよう関係委員会、担当教員等が実習校等と連絡調整を行った。

【地震及び停電対応に係る検証】

地震・停電に伴う業務が完了した後、対応状況を取りまとめ、検証を行った。検証の結果、各キャンパスとも「大地震対応マニュアル」等に基づく職員の適切な対応により、大学機能の早期復旧が図られたこと、最優先で確認すべき学生等（震源地周辺地域出身の学生及び教育活動、課外活動等で同地域に滞在している学生、教員等）の状況把握を速やかに行ったこと等、適切な対応がとられていることを確認した。また、停電による断水への対応及び食料の確保、検討中の大規模災害時における事業継続計画の早期完成、ネットワーク停止時の安否確認方法等に関する今後の課題が判明した。

【改善の実施】

検証に基づく課題への対応として、停電に伴う断水に対応するため、大学貯水槽からの給水用に背負い式の給水袋を各キャンパスに配備するとともに、食料の確保について、備蓄のなかったキャンパスに非常用ビスケットを備蓄した。また、教員・学生間の緊急連絡網整備等を盛り込んだ「大地震対応マニュアル改訂版(案)」及び「事業継続計画(案)」を作成した。※平成31年4月10日付けで「大地震対応マニュアル改訂版」及び「事業継続計画」を策定した。

② 法令遵守（コンプライアンス）に関する取組

【関連年度計画番号：52, 53, 54】

情報セキュリティに関する取組

本学が定める情報セキュリティに係る規則等（セキュリティポリシー）を基礎とし、情報セキュリティの向上を目的として最高情報セキュリティ責任者（CISO）において平成28年度に策定した「情報セキュリティ対策基本計画」に基づく主な取組は次の3つである。

1つ目に、情報セキュリティに係る規則の運用状況（規則に基づいた自己点検及び監査等による確認状況等）として、「情報セキュリティ対策に係る自己点検・監査の実施」という計画に基づき、平成29年度同様、全教職員対象にセキュリティ教育の理解度及び教育効果の点検等を目的とした情報セキュリティ自己点検及び脆弱性診断・侵入検査に係る外部監査を実施した。特に自己点検については回収率が98%と非常に高いものとなり、その上で回答者の達成率は各項目で8割を上回った。また、本学監査室により、本学セキュリティポリシーにおける矛盾・相違点等の点検及び実施済みの自己点検結果について利用者からの回答が適正に反映されているかのサンプリング調査等の内部監査を実施した。

2つ目に、個人情報や研究情報等の重要な情報の適切な管理を含む情報セキュリティの向上のための取組として、「情報セキュリティ教育・訓練及び啓発活動」という計画に基づき、情報セキュリティ講習会に関して、平成30年度は利用者教育充実の観点から、開催形態等について検討を行った。これまでの全学一斉集合形式から、動画コンテンツを専用ウェブサイト上で視聴させるオンデマンド形式に変更し、更にこれまで紙媒体で回収していたアンケートも併せてウェブサイト上で提出させる形態としたほか、より受講しやすい内容とするため、取り扱う内容を精査し、実施時間について、従来1時間としていたものを30分に圧縮した。

また、標的型攻撃メール訓練について、従来の役員及び事務職員に加えて、新たに教員（附属学校教員含む）の一部も対象として実施した。

「情報機器の管理状況の把握及び必要な措置」という計画に基づき、特に個人情報等の重要情報を取り扱う機会が多い事務職員用のネットワークについて、本学ウェブブラウザ利用ガイドラインに基づき、業務に不要なウェブサイトの一部を閲覧できないよう制限した。加えて、個人情報等の重要情報を含むファイルの安全な受け渡しについて、極力電子メールでの送信を控えること、パスワードは本学ガイドラインで定める強度以上（15文字以上）の設定とすること等、具体的な送受信手段の解説を含む注意喚起を行った。

3つ目に、その他のインシデント対応に係る未然防止、被害最小化や被害拡大防止のための取組及び再発防止策の実施として、「情報セキュリティインシデント対応体制及び手順書等の整備」という計画に基づき、既存のインシデント対応体制をCSIRT（シーサート：Computer Security Incident Response Team）と正式に明文化した。また、初動部隊として迅速かつ的確な対応が求められる部署の技術担当者を対象に対応体制及び手順書の理解等、インシデントへの対応力を高めることを目的とした学内研修を実施した。

「情報セキュリティポリシーや関連規程の組織への浸透」という計画に基づき、教職員が利用するOSに重大な脆弱性が発見された際等に、本学セキュリティポリシー等を全学統合グループウェア（hue-IT）に掲載し浸透を図った。また、重大な脆弱性に係る情報収集手段の拡大を目的として、新たな外部機関との連携を行った。

「情報機器の管理状況の把握及び必要な措置」という計画に基づき、各利用者端末に導入しているウィルス対策ソフトでは検出できない有害なマルウェアを確認するため、平成29年度に導入した次世代型ファイアウォールの監視・分析機能を本格稼働させた。

「情報セキュリティ教育・訓練及び啓発活動」という計画に基づき、例年実施しているセキュリティ自己点検で未達成だった項目について、達成・解決方法を直接未達成者宛に個別に連絡し、達成・解決状況を報告させる取組を行った。ま

た、標的型攻撃メール訓練において、1度目に誤って開封した者に対して、注意すべきポイント等を連絡するとともに、短期間のうちに2度目の訓練を実施する等の再発防止策を実施した。

個人情報保護及び適正な経理に関する取組

新任職員を対象とした研修において、個人情報保護に関する講義を実施した。また、法令遵守の重要性や適正な経理に関する研修として、財務系職員を対象に、研究費の不正使用防止に関する研修会を実施した。

③ 施設マネジメントに関する取組【関連年度計画番号：48，49】

施設マネジメントについて、大学経営の観点から機動的に意思決定を行う部局横断型の施設マネジメント委員会において、以下の4つの取組を検討・審議の上、計画的に実施した。

1つ目に、施設の有効利用や維持管理(予防保全を含む)に関する事項として、全学的な施設の管理及び有効活用の促進を目的とした「研究室等の使用等に関する規則」を制定した(平成31年4月施行)。本規則に基づき、全学的に研究室等の使用状況の把握及び管理を行うことでスペースの有効活用を図ることとした。

また、各キャンパスで年2回実施している施設維持管理点検に基づき、建築後30年を超過する未改修建物を含む全ての建物の長寿命化を目的とした「建物長寿命化整備計画」を策定した。

2つ目に、キャンパスマスタープラン等に基づく施設整備に関する事項として、平成27年度に策定した教育・研究環境の施設整備に関する基本方針である「北海道教育大学キャンパスマスタープラン2016」に基づき、安全・安心な教育研究環境や地球環境に配慮したキャンパスづくりのため、老朽化した暖房設備の更新等を実施した。

また、同プランに基づき、「2019年度国立大学法人等施設整備費補助金」の概算要求を行ったもののうち、釧路城山ライフライン再生(熱源設備等)、岩見沢緑が丘ライフライン再生(熱源設備等)が選定され、函館八幡町基幹・環境整備(ブロック塀対策)が平成30年度補正予算(第1号)として交付を受けた。

3つ目に、多様な財源を活用した整備手法による整備に関する事項として、間接経費により、実験室のドラフトチャンバー移設工事等5件の整備を行った。

4つ目に、環境保全対策や積極的なエネルギーマネジメントの推進に関する事項として、平成25年から令和2年までの本学における地球温暖化対策実施計画に基づき、構内の緑化、エネルギー使用量の抑制、ごみの分別や減量等の取組に関する各キャンパスの平成30年度計画を環境保全推進本部会議で策定し、学内に公表した。本計画に基づき、全学において夏季の省電力に取り組んだ結果、平成22年度の最大需要電力値を基準として9.9%のエネルギー抑制効果があった。

II 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

III 短期借入金の限度額

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>1 短期借入金の限度額 1,688,060 千円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p>	<p>1 短期借入金の限度額 1,688,060 千円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p>	<p>該当なし</p>

IV 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>計画の予定なし</p>	<p>計画の予定なし</p>	<p>該当なし</p>

V 剰余金の使途

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。 	<p>毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。 	<p>令和元年度以降のプロジェクトに充当するため、当該年度における使用実績はない。</p>

VI その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画別紙			中期計画別紙に基づく年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
小規模改修	総額 264	(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (264)	・ライフライン再生 (暖房設備等) ・小規模改修	総額 403	・施設整備費補助金 (372) ・(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (31)	・(函館八幡町) ライフライン再生 (暖房設備等) ・(旭川北門町) ライフライン再生 (暖房設備等) ・(旭川北門町) ライフライン再生Ⅱ (暖房設備等) ・(札幌あいの里他) 災害復旧事業 ・小規模改修	総額 410	・施設整備費補助金 (379) ・(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (31)
<p>(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2) 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度と同額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>			<p>(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。</p>					

○ 計画の実施状況等

- ・ (函館八幡町) ライフライン再生 (暖房設備等) については、平成29年度から繰り越した施設整備費補助金 (175百万円) により工事が完成し、事業が完了した。
- ・ (旭川北門町) ライフライン再生 (暖房設備等) については、平成29年度から繰り越した施設整備費補助金 (121百万円) により工事が完了し、事業が完了した。
- ・ (旭川北門町) ライフライン再生Ⅱ (暖房設備等) については、平成29年度から繰り越した施設整備費補助金 (76百万円) により工事が完成し、事業が完了した。
- ・ (札幌あいの里他) 災害復旧事業については、施設整備費補助金 (7百万円) により工事が完成し、事業が完了した。
- ・ 小規模改修については、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (31百万円) により工事が完成し、事業が完了した。

VI その他 2 人事に関する計画

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>(1) 学生教育の質向上のため、実務経験が豊富な教員を採用する。</p>	<p>【6】 学校現場での指導経験のある教員を積極的に求めている旨を公募要領に記載すること等により、平成31年4月1日における学校現場での指導経験のある教員の割合35%を確保する。</p>	<p>【6】 ○ 本学では、理論に基づく指導のみならず、実務経験のある教員による指導が必要であるとの観点から、学校現場での指導経験のある大学教員の確保すべき割合を目標値として定めている。 平成30年度に策定された教員人事計画（6件）全ての公募要領に「学校現場での指導経験のある教員からの応募を期待している」旨を記載し、そのうち1件において、「学校現場での指導経験があること」を応募資格とした公募を行った。また、教育委員会との人材推薦に関する協定に基づく人事交流等を推進した。 これらの取組により、学校現場での指導経験のある大学教員について、平成31年4月1日時点で4人（教員人事計画に基づき2人、教育委員会との人事交流で2人）を採用することとした。 これにより、平成31年4月1日における割合は、中期計画及び年度計画における目標値である35%を上回る、38.5%となった。</p>
<p>(2) 実践的指導力の育成・強化を図るため、全ての教員に学校現場を経験させる。</p>	<p>【7】 新任大学教員研修プログラム及び教員現職研修プログラムの実施に関し、改善方策を検討するため、研修を受け入れている附属学校に対し、アンケート等を実施する。</p>	<p>【7】 ○ 本学FD全学運営委員会の下に「附属学校を活用したFDに関するワーキンググループ」を設置し、研修プログラムの改善方策等を検討するための体制を整備した。 当該ワーキンググループにおいて、附属学校に対し研修プログラムに関するアンケートを実施し、その結果に基づき、受講者の研修プログラムへの理解度を深めることを目的として、プログラム実施要項を改正した。 また、受講修了者に対し附属学校との共同研究実施状況に関するアンケートを実施し、附属学校との共同研究を進めるための方策について、様々</p>

		<p>な意見が出されたことから、プログラムの改善に向けた検討材料とした。併せて、報告書の記載項目等に関する改善要望を受け、受講者の負担を軽減し円滑な研修実施に資するよう、令和元年度において報告書の改善を検討することとした。</p> <p>○ 平成30年度の実施状況に関して、教員現職研修プログラムについては46人、新任大学教員研修プログラムについては43人が受講を修了し、平成30年度末時点における、研修プログラムにより学校現場での経験を経た大学教員の割合は59.3%（平成29年度から19.2ポイント上昇）となった。</p>
<p>(3) グローバル化への円滑な対応を図るため、海外語学研修経験を有する事務職員を各キャンパスに複数名配置する。</p>	<p>【27-2】 事務職員の海外語学研修経験者の割合（平成29年度末時点16%）を更に引き上げるため、引き続き、海外語学研修を実施する。また、海外語学研修経験を各キャンパスに複数配置するための人事配置を推進する。</p>	<p>【27-2】 ○ 海外の語学学校（フィリピン）へ職員4人を4週間又は2週間派遣し、事務職員海外語学研修を実施した。研修の成果として、研修参加者のTOEICスコアが平均で約65点上昇した。</p> <p>平成31年3月31日現在における研修経験者の割合は、16.4%となり、各キャンパス及び事務局における留学生対応業務等のため、研修経験者を複数配置した。国際地域学科で開設している教員の引率で学生が海外を訪問する授業「海外スタディーツアー」において、学生引率補助や旅程のアレンジ等を教員に代わって研修経験者が行う等、国際関係業務への事務職員の対応が充実した。</p>
<p>(4) 大学経営を戦略的・効果的・機動的に進めるため、専門的業務を行う職員を配置する。</p>	<p>【33-2】 業務改善の推進及び人的資源の有効活用を図るため、平成29年度までに配置した学生支援コンシェルジュ、リサーチ・アドミニストレーターに引き続き、専門職員として入試アドミニストレーターを配置する。また、平成31年度以降のカリキュラム開発支援の専門職員の育成に向けた検討を開始する。</p>	<p>【33-2】 ○ 業務改善の推進及び人的資源の有効活用の観点から、「入試アドミニストレーター」について、業務内容・配置等を検討した結果、各種データの分析に加えて、情報収集の強化が必要であることから、各種データの分析及び情報収集等に業務の重点をおくこととし、職名についても当初予定していた「入試アドミニストレーター」から、業務内容に合わせて「入試分析アドバイザー」に変更し、</p>

		<p>配置した。</p> <p>また、カリキュラム開発支援の専門職員配置について検討を進め、今後のカリキュラム改善や他の職員に対する指導・助言等、教務関連業務の円滑な遂行を職務とする「教務企画アドバイザー」の配置を決定し、教務関係業務に精通した職員を充てることとした。</p>
<p>(5) 教員の教育研究力の向上及び改善を図るため、新たな教員評価制度を構築する。</p>	<p>【35】</p> <p>自己点検評価及び所属長における評価に加えて、学長の評価を3年に一度実施することとした新たな教員評価制度の本格的実施を開始し、教員各自の教育研究力の向上・改善につなげる。</p>	<p>【35】</p> <p>○ 毎年度実施している「教員の総合的業績評価」に加えて、新たに、単年度での評価が難しいもの、継続性が必要なものについて「3年毎の評価（平成28年度から平成30年度分）」の本格実施を開始した。これにより、各教員が従来よりも中長期的な視点から目標を設定し、点検評価・改善を行うことで、教育研究力の向上・改善につなげるとともに、学長表彰等を行うことで意識の向上を図ることとした。</p>
<p>(6) 男女共同参画社会の実現のため、女性教員の採用及び管理職への登用を積極的に推進する。</p>	<p>【36】</p> <p>全学の男女共同参画に関する会議において実施したアンケート調査結果を踏まえ、各種支援制度の周知や更なる女性教員の採用率の向上を目指し、今後の男女共同参画に関する取組に関し活動計画を立てる。</p>	<p>【36】</p> <p>○ 平成29年度に実施したアンケート結果において出された育児・介護支援制度の充実や大学教員の研究支援に関する要望等を踏まえ、男女共同参画に係る今後の活動計画を策定した。</p> <p>策定した活動計画に基づき、育児・介護支援制度を充実させるため、子の看護休暇及び介護休暇に係る取得要件を緩和した。また、大学教員の研究支援等として、育児・介護に係る勤務時間短縮措置（育児・介護時間の取得、育児・介護短時間勤務の実施）を導入するとともに、大学教員が育児・介護休業及び短時間勤務中等の際に非常勤講師手当を配分する、非常勤講師措置制度の整備等を行った。</p> <p>以上のとおり、年度計画に掲げる「今後の男女共同参画に関する取組に関し活動計画を立てる」</p>

		<p>ことに留まらず、当該活動計画に基づき、男女共同参画を推進するための具体的な制度の改善・導入を行う等、年度計画を上回る取組を行った。</p>
--	--	--

○ 別表1 (学部の学科, 研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科, 研究科の専攻等名	収容定員 (a) (人)	収容数 (b) (人)	定員充足率 (b)/(a)x100 (%)
教育学部			
教員養成課程	2, 880	3, 059	106.2
国際地域学科	1, 140	1, 201	105.3
芸術・スポーツ文化学科	720	768	106.6
学士課程 計	4, 740	5, 028	106.0
大学院教育学研究科			
学校教育専攻	48	29	60.4
教科教育専攻	192	154	80.2
養護教育専攻	12	2	16.6
学校臨床心理専攻	18	34	188.8
修士課程 計	270	219	81.1
大学院教育学研究科			
高度教職実践専攻	90	79	87.7
専門職学位課程 計	90	79	87.7
養護教諭特別別科	40	21	52.5
別科 計	40	21	52.5

○ 大学院教育学研究科 (学校教育専攻, 教科教育専攻, 養護教育専攻)

学校教育専攻は平成24年度入試より, 教科教育専攻は平成25年度入試より志願者が入学定員を下回った。学部卒業生の志願者減少は, 北海道・札幌市教員採用試験の志願倍率が低下し, 教員採用試験に合格しやすい状況にあり, また, 経済上の理由から早期の就職を望んでいるケースが多いこと, 及び現職教員の志願者減少は, 学校における勤務状況(教員の多忙化)に伴い進学が困難になっていることが要因となっている。

養護教育専攻について, 入学者の多くは, 本学札幌校の教員養成課程に設置されている養護教育専攻の卒業生であり, 北海道・札幌市教員採用試験の志願倍率の低下, 経済上の理由から早期の就職を望んでいるケース, 及び学校現場において産休・育休を取得する養護教諭が増加していることに伴い, 期限付教員として就職するケースが多く, 定員を満たさない状況が続いている。

入学者確保に向けて, 平成27年度入試より「学内特別選抜制度」及び「学外推薦特別選抜制度」を導入し, 進学意欲がある学生に対して受験機会を充実させて

いる。また, 現職教員に対して, 説明会を通して, 長期履修制度の活用について丁寧に説明した。更に, これまで大学ホームページ上でのみ掲載していた「大学院案内」を冊子化し, 20人以上の教員が在籍している道内小・中学校へ送付して現職教員に対する周知強化を図っている。

○ 大学院教育学研究科 (高度教職実践専攻)

過去3年間の入学試験実施状況から, 学部卒業生の志願者数の減少が見られる。学部卒業生の志願者減少は, 北海道・札幌市教員採用試験の志願倍率低下に伴う, 合格率の上昇, 経済上の理由から早期の就職を望んでいるケースが多いことが要因となっている。

入学者確保に向けて, 札幌駅前サテライトで実施している教職大学院説明会(年2回開催)に加えて, 学部学生向けの説明会をこれまでの4回から6回へ増やして実施するなど, これまで以上に広報の機会を増やした。また, 現職教員の志願者確保のため, 校長会への働きかけ, 授業公開や説明会の回数を増やすなどの広報を行っている。

○ 養護教諭特別別科

養護教諭特別別科では, 推薦入試と一般入試の2つの区分で入試を実施しており, 過去3年間の入学者の状況から, 一般入試で合格した志願者の約半数が辞退している。更に, 年度によっては推薦入試(出願資格は合格した場合, 入学を確約できるものとしている。)の合格者であっても, 合格後に就職が決定した, あるいは, 他大学に進学が決まったことを理由に数人が入学を辞退するケースもあるため, 定員を満たさない状況が続いている。